

# **大分県地域強靱化計画（案）**

## **（改定）**



# 目 次

(頁)

序章	大分県地域強靱化計画とは	1
1	本県の特徴	
2	本県における災害リスク	
3	基本法の制定と地域計画の策定	
4	計画の位置づけ	
5	地域強靱化計画の特徴	
6	地域強靱化の推進について	
第1章	地域強靱化の基本的考え方	7
1	地域強靱化の理念	
2	地域強靱化計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化	
(1)	地域強靱化の理念に関する主要な事項	
(2)	分野横断的に対応すべき事項	
(3)	社会情勢の変化に関する事項	
(4)	近年の災害で得られた新たな知見	
3	中長期的に取り組むべき課題	
(1)	大規模自然災害への備えをより盤石に	
(2)	大規模自然災害発生後も経済活動が維持できる県土づくり	
(3)	限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現	
(4)	官民連携の促進と民間主導の取組の活性化	
4	大分県地域強靱化を推進する上での基本方針	
(1)	県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	
(2)	経済発展の基盤となる交通・エネルギーなどライフラインの強靱化	
(3)	デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化	
(4)	人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化	
5	基本的な進め方 ～PDCA サイクルの徹底～	
第2章	脆弱性評価	19
1	評価の枠組み及び手順	
(1)	想定するリスク	
(2)	施策分野	
(3)	目標と起きてはならない最悪の事態	
(4)	評価の実施手順	
2	評価結果のポイント	
第3章	地域強靱化の推進方針	22
1	地域強靱化に関する施策の分野	
(個別施策分野)		
(1)	行政機能／警察・消防等	
(2)	住宅・都市／環境	
(3)	保健医療・福祉	
(4)	エネルギー／情報通信／産業構造	
(5)	交通・物流	
(6)	農林水産	
(7)	国土保全	

(横断的分野)

- (A) リスクコミュニケーション
- (B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化
- (C) 防災教育・人材育成
- (D) 老朽化対策
- (E) デジタル活用

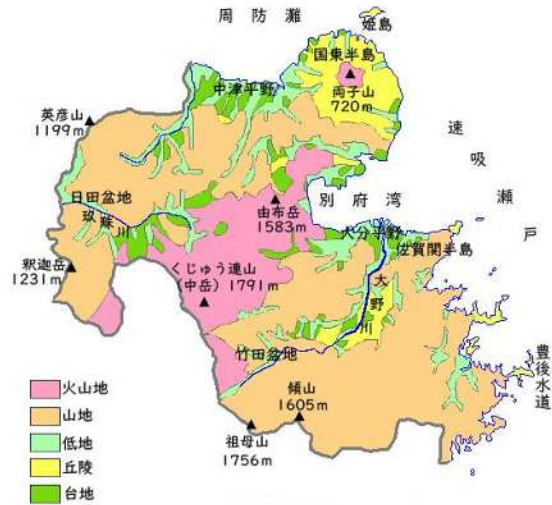
2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第4章 計画の推進と不断の見直し	43
1 計画の推進と重点化	
(1) 毎年度の年次計画による進捗管理と	
(2) 施策の重点化	
(3) デジタルの活用による効率的な推進	
(4) 地域強靱化に関する広報・普及啓発	
2 市町村地域計画の改定及び推進	
(1) 市町村地域計画の必要性	
(2) 県における支援等	
3 県の他の計画等の必要な見直し	
4 地域強靱化計画の不断の見直し	
おわりに	46
用語解説	48
(別紙1) 施策グループ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針	51
(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	71
(別紙3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	87

## 序章 大分県地域強靱化計画とは

### 1 本県の特長

本県は、九州の北東部に位置し、北側は周防灘に、東側は伊予灘、豊後水道に面しており、総面積 6,300 km<sup>2</sup>で、東西約 119km、南北約 106km に及び、地形、地質は、ともに複雑かつ多様であり、豊かな自然を生み出す要因となっている。



内陸部は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山をはじめ由布・鶴見、祖母・傾の山々が連なり、県土の約7割が林野で占められている。

これらの山系から流れ出る水流は、筑後川、山国川、大分川、大野川、番匠川といった主要河川を成し、豊富な水資源を与えている。また、くじゅう連山の麓には、雄大な景観を呈する久住高原や飯田高原が広がっている。さらに、県の南北にかけては霧島火山帯、西北にかけては白山火山帯が走り、県内の至るところで湧出する温泉資源をもたらしている。

海岸線は、総延長 775 km で変化に富み、周防灘に面した北部の遠浅海岸、伊予灘に面した中央部の別府湾、豊後水道に面した南部のリアス海岸を有しており、豊富な水産資源を生み出している。

一般的に、九州は暖かく降水量が多いとされているが、県内の気候は、山地が海岸に迫るなど特徴的な地形が影響し、内海型をはじめ準日本海型、南海型、山地型及び内陸型の5つの気候区に分けられるなど複雑である。

これらの環境条件がもたらした豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けた生活が営まれてきた。

## 2 本県における災害リスク

多くの恵みをもたらす豊かな自然は、反面、その地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、災害の大きな要因ともなっている。

台風常襲地帯に位置し年間降水量も多い。山地、盆地、平野、リアス海岸など起伏に富んだ地形は、局所的な大雨や土石流などの発生リスクを高めている。

近年では、令和2年7月の豪雨や令和5年の梅雨前線による大雨、令和6年8月の台風第10号など多く発生しており、今後も河川氾濫、土砂災害、風倒木災害等により、人、建築物、道路、橋梁などに想像を超える被害が発生しかねない。



地図の出典：国土地理院ウェブサイト

〔令和2年7月豪雨による被災状況〕

〔土砂災害発生箇所分布図（H21～H30）〕

### 令和2年7月豪雨の被害まとめ

- ・ 死者6名 負傷者3名
- ・ 住家被害：全壊69棟 半壊209棟 一部損壊214棟 床上浸水129棟  
床下浸水469棟
- ・ 被害額：公共施設約588億円 その他（農林水産商工被害）約75億円  
被害総額約663億円

〔出典：R2災害年報〕

平成28年4月に熊本県熊本地方を震源とする熊本地震が発生し、大分県内では別府市、由布市で震度6弱を観測した。また、直下型地震を引き起こすとされる活断層が周防灘沖や豊予海峡付近から大分市、別府市、玖珠町、日田市にかけて存在する。海溝型地震では、国の地震調査研究推進本部によって今後

30年以内に70～80%の確率で発生すると評価される南海トラフを震源とする地震において、大規模な津波とともに国難とも言うべき甚大な被害の発生が想定されている。

令和6年には、4月に豊後水道を震源とする地震が発生し、佐伯市、津久見市で震度5弱を観測したほか、同年8月に発生した日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、近年では全国各地で地震が頻発している。



大分自動車道の法面崩壊

〔平成28年熊本地震による被災状況〕



出典：産業技術総合研究所

〔大分県の活断層分布図〕

#### 平成28年熊本地震被害まとめ

- ・人的被害：死者3名 負傷者34名
- ・住家被害：全壊10棟 半壊222棟 一部損壊8,110棟
- ・被害額：公共施設42億円 その他（農林水産商工被害）4億円

被害総額46億円

〔出典：H28 災害年報〕

#### 南海トラフ地震被害想定

- ・人的被害：死者 20,077人 負傷者 5,434人
- ・物的被害：全壊・焼失 29,704棟 半壊 30,028棟 床上浸水 20,542棟
- ・経済被害：1.7兆円 〔出典：大分県地震被害想定調査結果（H31.3.27）〕

※県内では「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）」に基づき、平成26年3月、日田市と玖珠町を除く16市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、特に深刻な津波被害が予想される大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市の沿岸4市は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

また、活火山である九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、阿蘇山が噴火すれば、噴石、火砕流、降灰などにより、別府市、竹田市、由布市及び九重町を中心に人命、財産を失いかねない。周辺地域は観光客や登山客も多く、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。

急峻な山地やリアス海岸など複雑な地形ゆえに必要な数多くのトンネルや橋梁などの社会インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、2040年頃にかけて、建設後50年を経過する施設が増える。そのため、急速に老朽化が進むおそれがあり、適切な補修を行わなければ、崩落事故等が発生する可能性がある。

### 3 基本法の制定と地域計画の策定

平成23年に発生した東日本大震災を契機として、また、近い将来に発生すると言われる南海トラフ地震や首都直下地震、更には火山噴火など大規模自然災害等の発生のおそれから、国は平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」を公布・施行し、また、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定した。

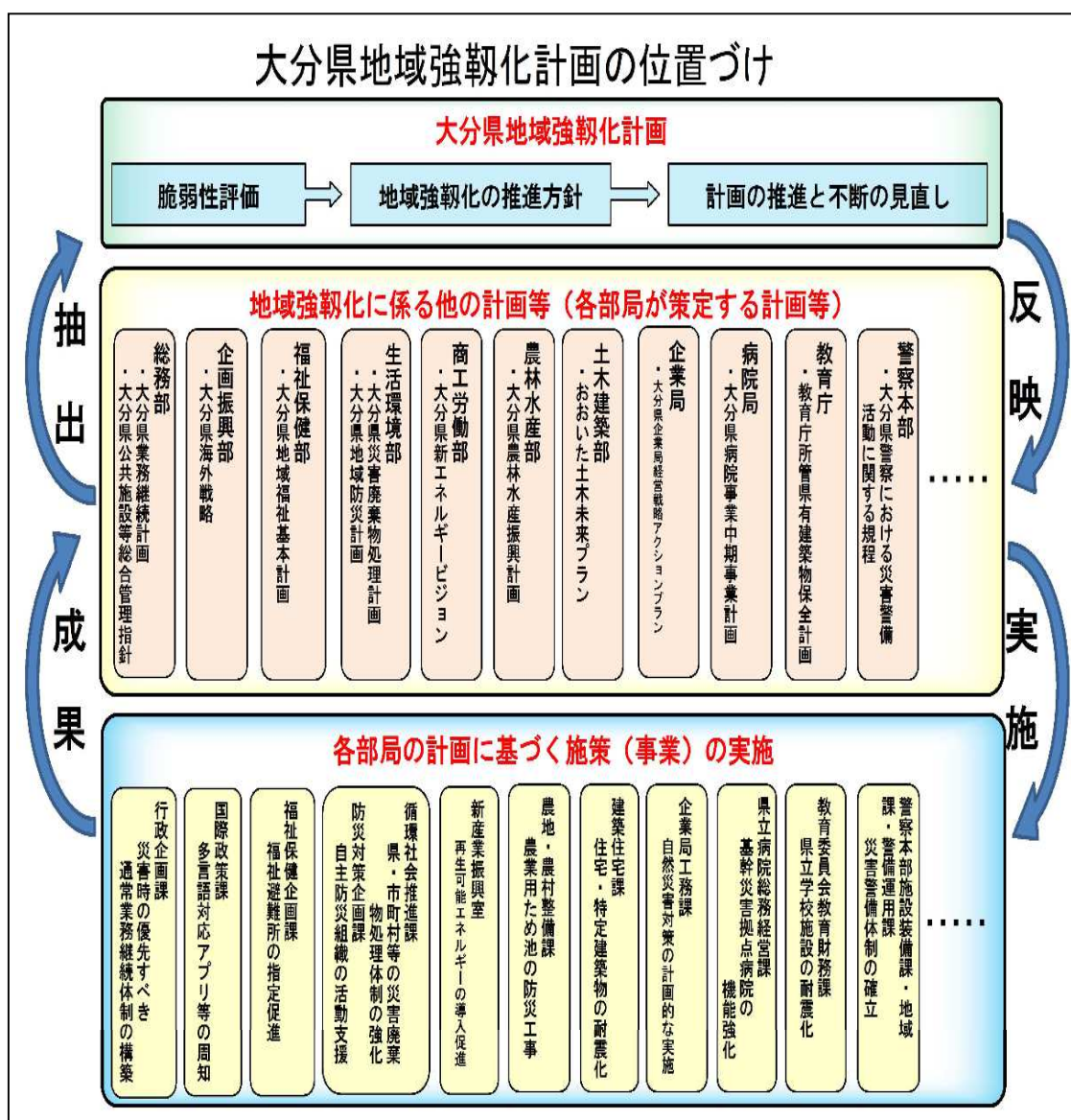
災害の危機に直面する本県としても、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、基本法第13条の規定に基づき大分県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）を平成27年11月に策定した。

その後、平成30年12月に基本計画が変更され、本県も令和2年3月に改定した。計画改定後、令和2年7月の豪雨をはじめ、様々な大規模自然災害が頻発していることから、これら近年の災害から得られた教訓や策定から概ね5年が経過したことによる社会情勢の変化等とともに、令和5年7月に国が基本計画を変更したことを踏まえて、本計画を見直すこととした。



## 4 計画の位置づけ

本計画は、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨など大規模自然災害によって重大な危機が実際に発生した場合においても、本県が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、地域強靱化に係る県の他の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。



## 5 地域強靱化計画の特徴

地域強靱化は、防災・減災及び地域振興に資するなど多面性を有していることから、その施策は、少子高齢化・人口減少社会の進展や地方創生の取組など社会情勢の変化や本県の特性を踏まえ、非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できること、相互に作用し相乗効果を発揮すること等の観点を持ち、推進されなければならない。また、財源等の資源が限られていることから、施策の持続的な実施のため、既存施設の有効活用や老朽化対策を着実に進めるとともに、防災施設の整備に要する時間等も考慮すると、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや施策の重点化を図ることも必要である。

## 6 地域強靱化の推進に向けて

様々な災害リスクから県民の生命・財産を守り、本県の経済社会活動を維持、発展させるには、防災・減災を柱とする強靱な地域づくりを県全体で加速させなければならない。ひとたび大規模自然災害により地域が壊滅的な被害を受ければ、復興は極めて困難であるため、これまで以上に予防的な対策にスピード感をもって取り組む必要がある。

本県が、大規模自然災害により致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持ち、また、激しく変化する時代においても維持・発展し続けるためには、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が、リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>を通じ、それぞれの役割を認識し連携することが重要である。

このため、本計画を基本として、県民一丸となって総合的かつ計画的に地域強靱化を推進するとともに、本県のみでは解決が困難な国家的課題については、政策の立案・予算措置・制度創設など、あらゆる必要な措置を国に対し求めることとする。

## 第1章 地域強靱化の基本的考え方

### 1 地域強靱化の理念

東日本大震災をはじめとする様々な災害から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な展望に立ち、県土政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくことが必要である。この対応を通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、本県の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てるようにする必要がある。

このため、次の目指すべき姿及び4つの基本目標を設定し、いかなる災害等が発生しようとも、本県における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

～目指すべき姿～

「災害に強い県土づくりと危機管理の強化」

～4つの基本目標～

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

この地域強靱化に向けた官（国・県・市町村）民（住民・民間事業者等）による取組を精力的に進め、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない県及び社会の機能を平時から確保しておくことは、地域住民の生命・財産、産業競争力及び経済成長力を守ることのみならず、官民それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらす。

## 2 地域強靱化計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

地域強靱化にあたっては、以下に示す「地域強靱化計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の基本方針に沿って具体的な施策を推進することとする。

なお、県民の生活や経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに新興感染症<sup>※</sup>のようなパンデミック<sup>※</sup>や原子力災害等の大規模事故、テロ等も含めたあらゆる事象が想定され得る。しかしながら、南海トラフ地震が近い将来に発生する可能性が高まっていること、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していることや、ひとたび発生すれば県土の広範囲に致命的な被害をもたらすことから、本計画では、大規模な自然災害等を対象とすることとした。

### (1) 地域強靱化の理念に関する主要な事項

#### ① 「自律・分散・協調」型社会の促進

今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震の影響を強く受ける本県においては、主要な機能が過度に集中する状況を避ける必要があり、自然災害に対する「しなやかさ」を高めることが重要である。

また、コロナ禍を背景に、リモートワーク<sup>※</sup>の普及等により暮らし方や働き方が多様化している。そのため、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進めるとともに、中九州横断道路や中津日田道路などの高規格道路の整備や、豊予海峡ルート<sup>※</sup>の実現に向けた取組など、広域交通ネットワークの充実を図り、人流・物流の多重性・代替性を確保するなど、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要がある。

#### ② 事前復興の発想の導入促進

大規模な災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い県に復興していく姿を描くことは容易ではないため、市町村が策定に取り組んでいる事前復興まちづくり計画<sup>※</sup>への支援を行い、平時から復興への備えを進めていくことが重要である。

### ③ 地震後の大雨などの複合災害への対応

令和6年1月に発生した能登半島地震において、同年9月に発生した大雨により複合災害が発生したように、大規模地震後の復旧・復興中に火山噴火や風水害等が発生する可能性もある。そのため、複合災害を想定し、震災と火山災害・水害等の双方に有効な事前防災を推進することが重要である。

また、災害発生に備え、近隣市町村などとの地域連携を構築することが必要である。

### ④ 南海トラフ地震などの巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震・津波が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保できる体制を広域で構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

また、経済活動の停滞を回避するためには、サプライチェーン<sup>\*</sup>の維持・確保が重要であり、長期に及ぶ移転先の確保等について、関係団体や民間企業との連携を図りながら強靱性を確保できるような体制づくりが必要である。

## (2) 分野横断的に対応すべき事項

### ① 環境との調和

気候変動の影響が深刻化する中、地域が有する豊かな自然の恵みをいかすグリーンインフラ<sup>\*</sup>を活用していくことが必要である。

また、太陽光等の再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては地域との共生の観点が必要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に調整する必要がある。

### ② インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の頻発・激甚化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理される必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連イン

フラ等、官民を問わず公共性の高いインフラの適切な補強等を行うとともに、長寿命化計画に基づき定期的な点検・診断の結果による老朽化対策を講じていく必要がある。

### ③ 横断的なリスクコミュニケーション（要配慮者への対応）

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>は災害リスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促す上で重要な要素であり、要配慮者<sup>\*</sup>も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

## （3）社会情勢の変化に関する事項

### ① 気候変動の影響

国内各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており、「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

また、頻発・激甚化する自然災害やインフラ老朽化等の危機に対処できる人命優先の「防災立国」を実現するため、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対応をすることが重要である。

### ② グリーン・トランスフォーメーション（GX）<sup>\*</sup>の実現

本県では、令和5年に策定した「第5期大分県地球温暖化対策実行計画・大分県気候変動適応計画」において、2050年（令和32年）のカーボンニュートラル実現に向け、2030年（令和12年）の温室効果ガスの排出を36%削減（2013年比（平成25年））する目標を掲げている。

この目標を達成するため、県民一人ひとりが自分事として捉え、「県民総参加」で取組を進める必要がある。

産業面では、日本の産業を支える大分コンビナートを中心とした水素の利活用促進など、GX<sup>\*</sup>の取組を加速させていくことが重要である。

### ③ SDGs<sup>\*</sup>との協調

気象災害が頻発・激甚化し、南海トラフ地震等大規模地震の発生が切迫す

る中、県民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、地域強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGs<sup>※</sup>においても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。

特に、多様性に富んだ包摂的な社会を実現するためには、性別や世代、障がいの有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って地域強靱化に取り組む「多様性、公平性、包摂性」の考え方が広く認識されるよう取り組むことが重要である。

具体的には、男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場において女性の参画を推進するほか、要配慮者<sup>※</sup>も含め「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

これらの取組を通じ、社会福祉に精通した多様な職員・NPO 等による避難所運営への参画や、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した体制を確保する必要がある。

#### ④ デジタル技術の活用

急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICT<sup>※</sup>の進化やネットワーク化により地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）の到来により、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行している。

このため、令和4年12月に国が閣議決定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略<sup>※</sup>」に基づき、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、地域強靱化をより効率的に進める必要がある。

その際、インフラ・防災・減災分野において、人工知能（AI）、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等、最先端のデジタル技術や通信基盤の活用を進めることが重要である。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション<sup>※</sup>（DX）

の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

#### ⑤ パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック<sup>\*</sup>下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

### (4) 近年の災害で得られた新たな知見

#### ① コロナ禍における自然災害の対応

令和2年にはコロナ禍において大水害が発生し、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法など、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

#### ② 能登半島地震を踏まえた対応

令和6年1月に発生した能登半島地震における活動の教訓を本県の取組に活かし、今後の防災対策の強化を図る必要がある。本県では、同年9月に開催された大分県防災会議において、「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しの方針」について審議・承認され、その中で特に取り組むべき3つの柱が示された。内容は以下のとおりである。

##### ア 孤立集落対策の強化

備蓄物資（食料等）の分散備蓄の推進や家庭内備蓄や訓練などの自助、共助の推進等により孤立想定集落内の備えの充実を図る。

また、避難所等への円滑な輸送体制の確保や、緊急輸送道路等の確保など、道路啓開・輸送の体制強化を図る。

##### イ 被災者支援の強化

トイレや生活用水確保など衛生環境の改善を図り、災害関連死<sup>\*</sup>等を防ぐ取組を推進するとともに、避難所運営マニュアル策定のための基本指針<sup>\*</sup>の改定によりペット同行避難の受け入れ体制を強化する。

また、女性リーダーの育成等により自主防災組織<sup>\*</sup>における多様な視点



に配慮した防災対策の強化など、避難所の運営体制を強化する。

#### ウ 応援・受援体制の強化

大分県広域防災拠点<sup>※</sup>（大分スポーツ公園）を活用した物資輸送・受入訓練の実施や、応援要請の手順確認や受入れ時の活動拠点の確保など受援計画の検証による体制の強化を図る。

また、NPO、ボランティア等との連携や市町村を越えた広域避難への対応、災害派遣チームの人材確保・育成に取り組む。

### 3 中長期的に取り組むべき課題

前節の「地域強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

#### (1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、南海トラフ地震等の大規模地震に係る基本計画に基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、中小河川も含め、気候変動の影響を考慮した河川の整備に係る計画を策定し、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫（しゅんせつ）<sup>※</sup>を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、ダムの事前放流など洪水調節機能を有する施設の操作等、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、自然災害に対する県土全体の強靱化を図ることが必要である。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死<sup>※</sup>を可能な限り生じさせない取組も重要である。

地域コミュニティ<sup>※</sup>における災害対応拠点の一つとして、小中学校は重要な役割

を果たしており、小中学校を避難時に使用する上での環境改善・防災機能を強化する必要がある。

## (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる県土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。また、被害が長期化しても一定の水準で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型の仕組みの導入を図る。

また、ミッシングリンクの解消<sup>※</sup>やリダンダンシー<sup>※</sup>の確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

さらに、県経済が一つの大規模災害で壊滅的な被害を受けず、早期復興を果たすためには、企業の生産活動を県全体で支えるサプライチェーン<sup>※</sup>の強靱化を図ることが重要である。

## (3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は不可欠であり、地域強靱化の分野においても、AIや衛星データを活用した災害情報の収集・分析、ドローン等による物資輸送など、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用に際しては、情報の収集や活用が困難な要配慮者<sup>※</sup>に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、県民が住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

#### (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

地域強靱化を実効性あるものにするためにも、国や県のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、県・市町村が所有する道路や港湾等の公共施設の強靱化のみならず、通信・エネルギーを始めとする民間施設の強靱化を促進することが重要である。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実する必要がある、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の活性化を図ることが重要である。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な地域強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、競争力の強化につなげ、本県の持続的な経済成長に貢献できるよう、取組を強化する必要がある。

### 4 大分県地域強靱化を推進する上での基本方針

前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、地域強靱化の取組を進めていくことが重要であり、これまで進めてきた「県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」の取組に加え、「デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化」、「人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化」の2点を新たな施策の柱とし、地域強靱化に、デジタルと地域力を最大限いかしていく。

具体的には、以下に沿って取組を進める。

## (1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

頻発・激甚化する水災害等には、国や市町村、企業、住民など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水や土砂災害対策を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

また、発生した場合の死者数が2万人を超えるとされる南海トラフ地震などの巨大地震から地域の安全・安心を守るため、令和6年1月に発生した能登半島地震での教訓も踏まえ、橋梁や住宅等の耐震化、護岸、堤防の整備や液状化対策など、危機感をもって地震・津波・高潮対策に取り組む。

加えて、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が急速に進んでいることから、将来にわたってインフラの機能を確保するため、戦略的なインフラメンテナンスを推進する。

## (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

テクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

交通においては、災害時の救急搬送や緊急支援物資輸送のためにも、東九州自動車道の4車線化、中九州横断道路や中津日田道路などの高規格道路の整備の推進、優先啓開ルート上の橋梁耐震化や道路のり面対策を推進する。

通信では、大規模災害発生時に、県民の多くが携帯端末により避難行動に必要な情報を入手し、また被災者自身も情報発信することが定着しつつあることから迅速かつ的確な情報発信を行うほか、防災無線など多様な通信手段の確保を図るなど、災害時においても可能な限り通信サービスを維持するための取組を推進する。

エネルギー分野においては、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、地熱や温泉熱などを活用した再生可能エネルギーの導入促進や、水素エネルギー利活用拡大に向けた取組を推進する。また、被災時の最低限の港湾機能の維持を定めた港湾BCP<sup>\*</sup>の見直しを適宜行うとともに、コンビナート関連事業者等の民間BCP<sup>\*</sup>との整合性を図る。

### (3) デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、災害への対応力を強化する。また、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみが薄く、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する。

さらに、多様化する価値観に即し、本県が直面する災害リスクに対応するため、国や市町村との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

具体的には、AIや衛星データを活用した災害情報の収集・分析による初動対応や、ドローンや防災ヘリ等を活用した迅速な被害状況の把握や救出救助・物資輸送体制の充実、孤立集落対策の強化を図るとともに、外国人や観光客等に対し、多言語対応による情報発信の強化を行う。

また、大規模地震の切迫性の高まりや新興感染症<sup>\*</sup>の拡大等を背景に、サプライチェーン<sup>\*</sup>の強靱化の重要性が高まっていることを踏まえ、企業による自主的な防災減災投資やBCP<sup>\*</sup>の策定が促進されるよう適切な支援を行う。

さらに、民間施設において、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、実践的な防災訓練や避難経路の確認等の備えに対する支援や、ライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、必要な支援を行っていく。

### (4) 人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、県土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助による住民主体の防災対策を進める必要がある。

自助の意識を向上させるため、高校や大学等との連携による防災教育の推進や、地震体験車、VR動画など疑似体験ツールの活用や防災アクションデー等を通じた防災意識の醸成、家庭・事業所等における備蓄や家具の転倒防止

など、身近な防災対策の促進を図る。

また、防災士の育成やスキルアップへの支援、自主防災組織<sup>※</sup>との連携強化や要配慮者<sup>※</sup>への支援体制づくりの措置、住民主体による避難所運営に向けた人材育成と訓練の促進など、共助<sup>※</sup>の体制強化に取り組む。

## 5 基本的な進め方 ～PDCA サイクルの徹底～

地域強靱化は、いわば県のリスクマネジメントであり、以下の点に留意しながらPDCAサイクル<sup>※</sup>を繰り返すことにより、県全体の強靱化の取組を推進する。

- ① 強靱化する上での目標を明確化した上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオ<sup>※</sup>（最悪の事態）と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性の分析・評価、課題とリスクに対する対応方策の検討
- ④ 対応方策について重点化・優先順位付け
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば県として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局横断的な「施策グループ」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを採用する。このアプローチを通じて、各分野間の連携を促すとともに、各分野の行政の取組について各種リスクの存在を明確に織り込んだものへと逐次改善していくこととする。

このようなPDCAサイクル<sup>※</sup>の実践を通じて、課題解決に必要な政策や施策グループの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価手法の改善、施策効果の評価方法の改善、施策グループごとの目標指標による進捗管理の実施、重要な課題に対応するための仕組みの導入など、取組を順次ステップアップすることとする。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

#### (1) 想定するリスク

県民の生活や経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、コンビナート災害等の大規模事故、テロ等も含めたあらゆる事象が想定され得る。しかしながら、今後30年以内の発生確率が70～80%程度と言われている南海トラフ地震では、甚大な被害が見込まれており、令和2年や令和5年の豪雨などの大規模自然災害は、県土に甚大な被害をもたらしている。このため本計画においては、南海トラフ地震、集中豪雨など大規模自然災害等を想定した評価を実施した。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、個別施策分野として、行政機能／警察・消防等、住宅・都市／環境、保健医療・福祉、エネルギー／情報通信／産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全の7分野とした。また、横断的分野として、リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>（情報の共有、教育・訓練・啓発等）、地域の生活機能の維持・地域の活性化、防災教育・人材育成、老朽化対策、デジタル活用の5分野とした。

#### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。起きてはならない最悪の事態に関しては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

## 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1 人命の保護が最大限図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生	
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生	
2 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	
		3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
			4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
			4-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
		5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる（※現行計画「4、6」→新計画「5」で統合）	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止			
5-3	都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止			
5-4	上下水道施設等に係るの長期間にわたる機能停止			
5-5	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響			
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態		
	6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	6-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
	6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		



#### (4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために実施されている施策について、進捗状況、効果や達成水準の妥当性等を、可能な限り定量的な分析を加えて整理し、今後の対応に関する評価を行った。

その際には、最悪の事態がどのようなプロセスで起こりうるかについて分析し、施策の進捗状況や施策相互の組合せ状況等を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理した。

そして、それぞれの施策を部局横断的な施策グループとして整理し、最悪の事態・施策分野ごとに、現状の県土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性を総合的に分析・評価した。

## 2 評価結果のポイント

評価結果は別紙2及び3のとおりであり、脆弱性評価のポイントは、「第1章 4 大分県地域強靱化を推進する上での基本方針」に反映した。

## 第3章 地域強靱化の推進方針

### 1 地域強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる地域強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の7の個別施策分野と5の横断的分野とする。

#### (個別施策分野)

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー／情報通信／産業構造
- (5) 交通・物流
- (6) 農林水産
- (7) 国土保全

#### (横断的分野)

- (A) リスクコミュニケーション<sup>※</sup>（情報の共有、訓練・啓発等）
- (B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化
- (C) 防災教育・人材育成
- (D) 老朽化対策
- (E) デジタル活用

### 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した12の施策分野ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を以下に示す。

これら12の推進方針は、6つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たって

は、主管する部局等を明確にした上で関係する部局・市町村等において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

## **(個別施策分野の推進方針)**

### **(1) 行政機能／警察・消防等**

#### **《行政機能》**

- ① 県庁舎や地方総合庁舎等は、大分県公共施設等総合管理指針に基づき、点検・診断により建築物や設備機器の状態を確認し、不具合箇所の早期把握と適切な措置を行うとともに、必要な機能が良好な状態で維持できるよう予防保全工事を計画的に行うなど、適切な維持管理に取り組む。【総務部】【福祉保健部】【土木建築部】【会計管理局】
- ② 大分県業務継続計画(本庁版 BCP<sup>\*</sup>と地方機関版 BCP<sup>\*</sup>)及び個別業務システムの ICT-BCP<sup>\*</sup>について、組織改正や人事異動等に伴う非常時優先業務の執行体制を適宜見直すとともに、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上に向けて不断の見直しを実施するとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務継続に必要な職員の確保を図る。【総務部】【生環境部】
- ③ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等による広域応援体制を確保する。【総務部】【生活環境部】
- ④ 南海トラフ地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となるため、広域防災拠点である大分スポーツ公園に資機材を確保するとともに、老朽化した施設等については更新・維持を図る。【生活環境部】  
【土木建築部】

- ⑤ 災害時に迅速かつ的確な救助・救援、孤立集落対策などを行うために、市町村や関係機関と連携するとともに、ドローンなどのデジタル技術も活用した実践的な訓練を行い、孤立した避難場所からの救助・救援要請に対応できる体制の充実を図る。【生活環境部】
- ⑥ 被災者台帳システムを通じて、迅速な被害認定調査結果の集約や罹災証明書交付などを行い、さらに、実践的な研修を取り入れることで、被災者支援業務を効率化する。【生活環境部】
- ⑦ 大規模災害時には迅速な情報伝達と災害応急対策を行う必要があるため、市町村等からの情報収集に加え、AI や衛星データを活用した情報の収集や分析による初動対応の強化を図る。【生活環境部】
- ⑧ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める。また、被害が激甚である場合、当該市町村の避難所での対応が困難になるおそれがあることから、避難所設置の体制整備を図る。【福祉保健部】 【生活環境部】
- ⑨ 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針<sup>※</sup>」を踏まえ、避難所環境の整備や住民主体による避難所運営訓練の実施を働きかける。また、避難所運営が長期化した場合に、避難所運営の支援を行う人材の養成を行うことで市町村職員の省力化を図る。【生活環境部】
- ⑩ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能の強化を図る。【教育庁】
- ⑪ 災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障がい者等の要配慮者<sup>※</sup>が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所<sup>※</sup>の指定促進を図る。また、福祉避難所<sup>※</sup>に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペース<sup>※</sup>として指定することを市町村に対して働きかけるとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する。【福祉保健部】

- ⑫ 大規模災害時は、避難所の確保が困難になることが想定されるため、旅館・ホテル等を活用した避難先の提供を通じ、被災者の安定的な生活を確保する必要がある。大分県生活衛生同業組合連絡協議会と締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」を円滑に運用できるよう取組みを行う。

【生活環境部】

### 《警察・消防等》

- ① 警察署の非常用発電機等の電気設備について、予想される浸水深を踏まえた浸水リスクの低い場所への移設工事等を計画的に実施する。【警察本部】
- ② 治安の維持や救助活動能力を高めるため、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、各種災害を想定した訓練を継続実施する。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進するとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤について、耐災害性の向上を図る。加えて、ドローン等の先端技術活用等について関係機関との連携を強化し、有事即応体制を充実させる。【警察本部】
- ③ 日頃より大規模災害等を想定して編成した部隊における、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備、各種災害を想定した訓練を継続実施する。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備するとともに、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。【警察本部】
- ④ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備する。【警察本部】
- ⑤ 消防団員の減少や平均年齢の上昇など、地域の消防力低下が危惧される一方で、消火、救急、救助業務に加え、激甚化する災害等に的確に対応するため、地域消防アドバイザーの活動等による消防団への加入促進や消防団の装備充実、機能別団員の活用等による消防団の充実強化を図る。また、消防学校における教育・訓練等を通じた消防職員、消防団員の現場対応力向上やおおいた消防指令センターの運用による大規模災害等への対応力の強化を図る。【生活環境部】

## (2) 住宅・都市／環境

- ① 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国、県、市町村、民間事業者等が連携した耐震化などの取組を強化する。また、津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化などの対策を関係機関が連携して推進する。【企画振興部】 【生活環境部】 【土木建築部】 【教育庁】
- ② 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地<sup>※</sup>等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る。【土木建築部】
- ③ 住宅・建築物等の耐震化の目標が達成できるよう、県民へ耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル・旅館等に対して耐震改修補助制度による支援を行う。また、老朽化した県営住宅の計画的な建替及び給水設備等の改修や県有建築物における吊り天井<sup>※</sup>などの非構造部材及び倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策を推進する。さらに、家庭や事業所等における家具等の固定や配置の見直しなど身近な防災対策を促進する。【総務部】 【福祉保健部】 【生活環境部】 【土木建築部】 【教育庁】
- ④ 被災時の公衆衛生を確保するため、下水道施設(処理場、主要な管渠等)及び農業集落排水施設等の耐震化・耐水化、老朽化対策を促進する。また、更なる災害対応力の向上のため、県・市町村間の円滑な相互支援体制の構築を図る。【土木建築部】
- ⑤ 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽の転換を促進する。また、浄化槽台帳システムの情報を整理し、設置・管理状況の把握に努める。【土木建築部】 【生活環境部】

- ⑥ 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対し、国の補助事業による避難所等への重要給水管路の耐震化を促進するとともに、アセットマネジメント<sup>※</sup>の導入・高度化等の実施「支援」や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、水道施設の耐震化を促進していく。

【生活環境部】

- ⑦ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づく規制区域の指定や盛土等の安全性の把握等を行う。【土木建築部】
- ⑧ 災害廃棄物の発生推計に応じた仮置場の確保の推進に取り組むほか、既に確保している仮置場についても、周辺環境の変化等に応じた見直しを随時取り組んでいく。また、最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画<sup>※</sup>の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成に取り組むほか、市町村における災害廃棄物処理体制の強化に取り組んでいく。【生活環境部】
- ⑨ 平時より応急仮設住宅に関するマニュアルを随時見直し、災害発生時の供給体制の確立を図る。また、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る。【土木建築部】
- ⑩ 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化を計画的に実施する。また、災害発生時に有害物質の大規模拡散・流出等が生じないように、関係機関が連携し漂流物防止対策、事故発生を想定したマニュアル等の整備・更新や訓練などに取り組む。【福祉保健部】 【生活環境部】 【商工観光労働部】 【農林水産部】
- ⑪ 廃止鉱山（豊栄鉱山）について、自然災害時に有害物質等が流出しないよう、老朽化している坑廃水処理施設及び堆積場の改修工事等を計画的に進める。【商工観光労働部】
- ⑫ 近隣の原子力発電所で発生した原子力災害に対して、地域防災計画（事故等災害対策編）等に基づき対処できるよう、情報連携や意見交換、原子力防災訓練の実施など、立地県や関係機関との連携強化を図る。【生活環境部】
- ⑬ 交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、公共的施設等を宿泊施設として利用できるよう市町村と連携して受入環境整備するとともに、帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を実施する。【生活環境部】

- ⑭ 大規模自然災害発生後は、復旧・復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の構築を図る。また、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、記録保存やアーカイブ化<sup>※</sup>の取組を進める。【教育庁】
- ⑮ 事前復興まちづくり計画<sup>※</sup>の策定に取り組む市町村への支援をする。  
【土木建築部】
- ⑯ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画<sup>※</sup>の策定・改定に取り組む市町村への支援をする。【土木建築部】
- ⑰ 持続的で安全な居住地を確保するための取組の一つとして、高台など安全な場所への移転について、市町村の取組を支援していく。【土木建築部】
- ⑱ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、県及び市町村相互間の広域連携、また、九州・山口9県及び各種支援組織における広域連携・協力体制の充実に取り組んでいく。  
【生活環境部】
- ⑲ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組んでいく。【生活環境部】

### (3) 保健医療・福祉

- ① 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・輸送・治療能力等を上回るおそれがあることから、県外からの応援受入も含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。【総務部】【福祉保健部】【生活環境部】
- ② 大規模地震により災害時医療の中核としての機能を提供する災害拠点病院<sup>※</sup>において、防災・減災機能（電気・食料・水の備蓄確保等）の強化やBCP<sup>※</sup>の適宜見直し及び災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院<sup>※</sup>の機能強化を図る。【福祉保健部】



- ③ 病院と社会福祉施設は、避難所等にも利用されることもあるため、耐震化を促進する。しかしながら、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、被害発生は様々な原因があることから、防災・減災機能（電気・食料・水の備蓄確保等）の強化や、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。【福祉保健部】 【病院局】
- ④ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進に取り組む必要がある。また、自然災害と感染症との同時発生時には流行状況の正確な把握と分析、迅速な情報提供に加え、消毒や害虫駆除等を含む公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【福祉保健部】
- ⑤ 医療・社会福祉施設について、BCP<sup>\*</sup>の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福祉保健部】
- ⑥ 医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する。  
【福祉保健部】
- ⑦ 災害時における社会福祉施設入所者の転所については、調整の主体である大分県社会福祉協議会と平時からの体制を構築する。【福祉保健部】
- ⑧ 災害派遣医療チーム(DMAT)<sup>\*</sup>の体制整備に向けた研修、避難所を運営する人材の確保等について、官民が連携して推進する。【福祉保健部】
- ⑨ 被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)<sup>\*</sup>の派遣に係る体制整備・強化を行う。  
【福祉保健部】
- ⑩ 緊急に介入が必要な要配慮者<sup>\*</sup>を福祉避難スペース<sup>\*</sup>や福祉避難所<sup>\*</sup>に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワーク<sup>\*</sup>の構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)<sup>\*</sup>の派遣に係る体制整備・強化を行う。【福祉保健部】
- ⑪ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム(DPAT)<sup>\*</sup>を担う人材を養成するため、県が主催するDPAT<sup>\*</sup>隊員養成研修で養成を行うほか、DPAT<sup>\*</sup>事務局が主催する先遣隊研修等の参加を促進する。【福祉保健部】

#### (4) エネルギー／情報通信／産業構造

##### 《エネルギー》

- ① 地熱等本県の強みを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、大分県版水素サプライチェーンの構築に向けて水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を推進する。【商工観光労働部】
- ② 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCP<sup>※</sup>の見直しを適宜行う。特に大分港の港湾BCP<sup>※</sup>は、非常時の迅速な海上輸送経路啓開に向けて、コンビナート関連事業者等のBCP<sup>※</sup>との整合を図り、適宜見直しを行う。  
【商工観光労働部】 【土木建築部】
- ③ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施する。また、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化、保安の高度化を促進する。併せて、国・県・民間が連携しコンビナート外周護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【生活環境部】 【商工観光労働部】 【土木建築部】
- ④ 電力や工業用水の安定供給を図るため、主な建築物や水管橋に続いて、構造物のうち優先度の高いものから計画的に耐震化や浸水対策を推進する。  
【企業局】

## 《情報通信》

- ① 避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を防災行政無線や防災アプリ等を活用し、県民へ確実かつ迅速な情報提供を行う。また、災害時にはAI等を活用し、デマ情報を排除したSNS情報を収集するよう取り組むなど、正確な情報収集に努める。加えて、在住外国人、外国人観光客に対して、多言語で外国人に配慮した災害情報及び避難行動促進情報の伝達を行うための体制整備を引き続き推進する。【企画振興部】 【生活環境部】 【土木建築部】
- ② 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、架空区間は災害による断線が想定されるため、積極的にケーブルの地中化を図るとともに、バックアップ回線と本回線の異ルート化や老朽化した設備を計画的に更改していく。また、携帯電話不感地域の解消を促進するため、市町村が実施する携帯電話等エリア整備事業等を支援する。加えて、通信事業者各社と連携して、移動基地局の派遣や、ドローンや小型人工衛星等の代替通信手段を確保など、早期の復旧に向けた体制整備を進める。【商工観光労働部】
- ③ 災害時の通信連絡手段を確保するため県と市町村、消防本部等の関係機関とを結ぶ防災無線ネットワークについて、老朽化した設備を計画的に更新するとともに回線の大容量化・強靱化を推進する。【生活環境部】

## 《産業構造》

- ① 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を商工団体等と連携して実施する。【商工観光労働部】
- ② 地域の守り手としての役割を担う建設産業は、若年層の入職低下や就労者の高齢化などにより担い手不足が深刻化している。このため、生産性向上に向けたDXの推進及び展開・実装や、担い手確保に向けた、更なる就労環境の改善や女性や高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりの推進を図る。【土木建築部】

## (5) 交通・物流

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や高規格道路<sup>※</sup>の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線<sup>※</sup>への格上げや豊予海峡ルート<sup>※</sup>の構想実現に向けた取組を強化する【企画振興部】【土木建築部】
- ② 広域交通網に接続し、地域の暮らしと産業を支える国・県道の整備を推進する。【土木建築部】
- ③ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、災害発生後の輸送経路や迂回路としても利用が可能となるため、整備を促進し、既路線の適正な維持管理に努める。【農林水産部】
- ④ 交通・物流施設が被災すると、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーン<sup>※</sup>の確保が困難となる。このため、道路における優先啓開ルート上の橋梁耐震化、のり面対策や無電柱化を進めるとともに、港湾では岸壁の耐震化を推進するなど、輸送モード間の連携<sup>※</sup>等による複数輸送ルートの確保を図る。【農林水産部】【土木建築部】
- ⑤ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備等、港湾における津波対策を進める。【土木建築部】
- ⑥ 災害発生後の輸送経路確保や孤立集落の解消など、迅速な道路啓開が可能となるよう大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を踏まえ、道路管理者と関係機関の共通認識のもと資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制を確立する。【土木建築部】
- ⑦ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫<sup>※</sup>の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生しないよう、締結先の拡大に努める。併せて、上下水道被災や道路寸断も想定し、備蓄量・品目に加え、広域的な備蓄確保や全国からの救援物資受け入れ拠点施設の再点検など保管場所のあり方を見直すとともに、輸送についても、市町村や輸送事業者と訓練等を通じて円滑な輸送体制の構築を図る。【企画振興部】【商工観光労働部】【福祉保健部】【生活環境部】

- ⑧ 県内で流通在庫備蓄<sup>※</sup>などの物資が十分に調達できない場合に備え、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る。【総務部】 【生活環境部】
- ⑨ 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCP<sup>※</sup>の実効性を高めるため、関係機関との協働による港湾BCP<sup>※</sup>訓練を継続的に実施し、PDCA サイクル<sup>※</sup>を通じて更なる見直し・改善を図る。【土木建築部】
- ⑩ 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP<sup>※</sup>策定の重要性周知および策定支援を商工団体等と連携して実施する必要がある【商工観光労働部】

## (6) 農林水産

- ① 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、連絡体制を整備するなど、連携を強化していく。  
【農林水産部】
- ② 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画に基づいた計画的な施設更新や長寿命化対策を推進する。【農林水産部】
- ③ 過疎化・高齢化の進行により保全管理<sup>※</sup>が困難となった農地や農業水利施設等について、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養<sup>※</sup>、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る。また、地域の主体性を活かした防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林水産部】
- ④ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港<sup>※</sup>における津波・高潮対策を推進する。【農林水産部】
- ⑤ 農業用ため池の多くは築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により、万が一決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高いことから、防災重点農業用ため池<sup>※</sup>を中心に廃止も含めた対策工事を計画的に実施する。また、防災・減災対策として、作成済みのため池ハザードマップ<sup>※</sup>の確認・周知や監視カメラ・水位計を活用したため池管理システム等ソフト施策を推進する。【農林水産部】

- ⑥ 森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)の維持、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクを軽減させるため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、林業適地<sup>※</sup>における再造林の促進や間伐、広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を継続して実施する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策を推進する。【農林水産部】

## (7) 国土保全

- ① 地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害等に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害警戒区域<sup>※</sup>等における砂防施設や治山施設の整備等のハード対策を進める。また、関係機関が連携してハザードマップ<sup>※</sup>作成や避難計画の策定などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせることにより、あらゆる災害に対し総合的に取り組む。【土木建築部】 【農林水産部】  
【生活環境部】 【教育庁】
- ② 波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を推進する。【農林水産部】 【土木建築部】
- ③ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップ<sup>※</sup>作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る。  
【土木建築部】
- ④ 高潮、高波等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、潮位の上昇などを考慮した計画への見直しに取り組む。  
【土木建築部】
- ⑤ 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となって行う、堤防の整備、ダム再生などの河川整備をより一層加速させ治水計画の見直しに取り組む。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。【土木建築部】 【農林水産部】

- ⑥ 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を行う。また、河川の流下能力の維持のため、河道の堆積土砂・樹木の除去等の取組を推進する。【土木建築部】
- ⑦ 県民の迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定図の作成・公表や市町村が作成するハザードマップ<sup>※</sup>（洪水、内水）の作成支援など、防災情報の充実を図る。【土木建築部】
- ⑧ 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害警戒区域<sup>※</sup>等の指定を推進し、警戒避難体制の整備、地域の実情に応じた避難訓練や防災教育など実効性のある避難行動を確保する取組を推進する。【土木建築部】
- ⑨ 火砕流など火山噴火に伴う異常な土砂の流出による土砂災害の被害をできる限り軽減するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画<sup>※</sup>に基づくハード・ソフト対策を平時から着実に推進する。【土木建築部】
- ⑩ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工<sup>※</sup>やBIM/CIM<sup>※</sup>導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。【土木建築部】
- ⑪ 地籍調査は、災害時の境界復元・公共事業の円滑な推進など、土地利用を行う上で行政の基盤となるものであるため、引き続き計画的に実施していく。【農林水産部】

## (横断的分野の推進方針)

### (A) リスクコミュニケーション<sup>※</sup> (情報の共有、訓練・啓発等)

- ① 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代に対して生涯にわたり県土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。【生活環境部】
- ② 平時から高齢者、障がい者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による地域防災力<sup>※</sup>の強化を図るとともに、地域住民と外国人が交流しながら防災知識を学ぶ別府市の「防災まちあるき」などの先進的な取組を横展開する。【企画振興部】【生活環境部】
- ③ 県災害ボランティア・福祉支援センターにおいて、平時から NPO 等の災害ボランティア団体の募集、事前登録や運営の核となる人材育成を行うとともに、市町村ごとの災害ボランティアネットワークにおいて、地域関係機関との情報共有を図る。【生活環境部】【福祉保健部】
- ④ 市町村や消防、自衛隊、事業者など関係団体と実践的な防災訓練等を通じて連携を深めることで、大規模災害時における迅速な情報伝達と災害応急対策を強化する。【生活環境部】
- ⑤ 大分臨海部コンビナート地区の被災や、近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響、火山（鶴見岳・伽藍岳、九重山）の噴火など、地震・津波との複合災害に備え、各種訓練をなどとおして、関係機関との連携を強化する。【生活環境部】
- ⑥ 住民の早期避難に向け、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ<sup>※</sup>等を確認できる「おおいた防災アプリ」を普及推進や、SNS 等を活用した年代に応じた防災啓発の推進を図る。【生活環境部】
- ⑦ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策を、啓発活動を通じて促進する。【生活環境部】



## (B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- ① 持続可能な地域づくりのため、専門家派遣や地域課題の解決に向けた支援に引き続き取り組むとともに、地域コミュニティ組織の担い手確保や活動拠点整備、自主財源確保を支援し、ネットワーク・コミュニティの構築を推進する。併せて、集落間の連携・交流を支える道路整備や集落の孤立を防ぐ道路防災対策を進める。【企画振興部】 【土木建築部】
- ② 若者の定住やUIJターンを促進するため、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図るとともに、子どもたちに郷土の自然・歴史・文化・偉人の素晴らしさを伝え地域を愛する心を育むことに努める。【企画振興部】
- ③ 学校や事業所等での防災研修やタイムラインの普及を通じた早期避難の促進、避難させ隊の活用等による避難訓練実施の支援や防災士の育成の支援等、自主防災組織と連携し体制強化を図る。【生活環境部】

## (C) 防災教育・人材育成

- ① 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車やVR技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・防災に対する関心を深める取組を進める。【生活環境部】
- ② 防災士の養成や防災士と自治会役員との連携に向けた研修を実施するなど、人材の確保・育成を推進する。【生活環境部】
- ③ 男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。【生活環境部】
- ④ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や災害情報を適時適切に共有できる体制の強化を図るため、より実践的な訓練や過去の災害を教訓とした研修会等を通じて、県や市町村職員等の人材育成を推進する。【生活環境部】

- ⑤ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保に努める。【土木建築部】
- ⑥ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や訓練を実施する。【土木建築部】
- ⑦ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。【土木建築部】
- ⑧ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施していく。  
【土木建築部】

#### (D) 老朽化対策

- ① 施設の機能を確実に維持するため、策定済の長寿命化計画に基づき、定期的な点検・診断により健全性を確認し、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型インフラメンテナンス<sup>\*</sup>を推進し、トータルコストの縮減や予算の平準化も図る。【土木建築部】
- ② 点検、調査業務の効率化、補修工事の生産性を向上するため、新技術等の活用を推進する。【土木建築部】
- ③ 市町村が管理する社会インフラにおける維持管理体制の強化や業務の効率化、技術力の向上を支援するため、市町村と意見交換を行う会議や維持管理に関する研修の開催、県と市町村合同の点検実施など連携した取組を推進する。【土木建築部】

## (E) デジタル活用

- ① 自主防災組織<sup>※</sup>や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するために VR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。【生活環境部】【教育庁】
- ② 産学官連携で構築したドローンによる災害時の情報収集体制の更なる充実を図る。また、防災など地域課題の解決や、新産業の育成に向け、先端技術を活用し産学連携で研究開発に取り組む先進的プロジェクトを支援する。  
【商工観光労働部】 【生活環境部】 【土木建築部】
- ③ 産学官連携のもと、多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する。【生活環境部】
- ④ 県土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、AI 等の活用、ICT 施工<sup>※</sup>の実施等のデジタル技術の活用を推進する。  
【土木建築部】

# 施策分野ごとの目標指標一覧（個別施策分野）

指標名	単位	基準値 ※1	目標値					所管部局 (所管部局の計画等)	備考 ※2
			R7	R8	R9	R10	R11		
<b>(1) 行政機能／警察・消防等</b>									
避難所における飲料水の備蓄目標を達成している市町村の割合	%	100	100	100	100	100	100	生活環境部 (大分県長期総合計画)	2-3
避難所における携帯トイレ等の備蓄目標を達成している市町村の割合	%	22.2	55.5	77.7	100	100	100	生活環境部 (大分県長期総合計画)	2-3
福祉避難所（福祉避難スペースを含む）を指定している小学校区の割合	%	95.1	100	100	100	100	100	福祉保健部 (大分県地域福祉基本計画)	2-3
指定避難所となっている県立学校体育館における築30年・60年経過後5年以内の長寿命化実施（着工）率	%	100	100	100	100	100	100	教育庁 (大分県地域強靱化計画)	2-3
孤立集落対策訓練の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	2-6
大分県業務継続計画の見直し	回/年	1	1	1	1	1	1	総務部 (大分県地域強靱化計画)	3-2
県と連携して防災訓練等を実施した防災関係機関の割合	%	75.5	100	100	100	100	100	生活環境部 (大分県長期総合計画)	3-2
警察署の浸水対策完了の割合	%	80	93.3	93.3	93.3	100	100	警察本部 (大分県地域強靱化計画)	2-1, 3-1
合同訓練、災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施	回/年	2	2	2	2	2	2	警察本部 (大分県地域強靱化計画)	3-1
災害対処能力の向上にかかる職員の育成（資格の取得）	人	0	10	15	20	25	30	警察本部 (大分県警察における災害警備活動に関する規程の運用について)	1-2, 2-1 4-2, 6-3
自起動式発動発電機の整備台数	台	118	138	148	158	168	178	警察本部 (大分県地域強靱化計画)	3-1
可搬式発動発電機の整備台数	台	105	125	135	145	155	165	警察本部 (大分県地域強靱化計画)	3-1
機能別消防団員導入市町村数	市町村	8	10	11	12	13	14	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	2-1, 6-3
<b>(2) 住宅・都市／環境</b>									
私立学校の耐震化率	%	96.9	100	100	100	100	100	総務部・福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	1-1
住宅の耐震化率	%	84	92	-	-	-	92 (R7)	土木建築部 (大分県住生活基本計画) (大分県耐震改修促進計画)	1-1
特定建築物の耐震化率	%	90	97	-	-	-	97 (R7)	土木建築部 (大分県耐震改修促進計画)	1-1
吊り天井耐震化された県有施設数	棟	10	11	-	-	-	11	土木建築部 (大分県地域防災計画)	1-1
都市内の街路整備延長	km	509	509	511	513	515	515	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	1-2
上水道基幹管路耐震管延長	km	231	244	245	249	253	257	生活環境部 (大分県地域強靱化計画)	2-4, 5-4
(上水道)市町村のアセットマネジメント導入率	%	94	94	100	-	-	100	生活環境部 (大分県水道ビジョン)	2-4, 5-4
原子力防災訓練の実施	回/年	1	1	1	1	1	1	生活環境部 (大分県地域強靱化計画)	4-2
災害廃棄物研修における自治体職員及び関係団体等の参加者数	人	-	36	37	38	39	40	生活環境部 (大分県地域強靱化計画)	6-4
文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の認定数（累計）	市町村	3	5	6	7	8	10	教育庁 (大分県長期教育計画)	6-6
<b>(3) 保健医療・福祉</b>									
社会福祉施設の耐震化率	%	98.3	98.7	99.1	99.6	100	100	福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	1-1
福祉避難所として指定されている医療機関や社会福祉施設等のBCP策定率	%	97.0	98.0	98.5	99.0	99.5	100	福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	2-2
大分DMAT隊員登録者数	名	611	640	660	680	690	700	福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	2-2
多数の傷病者の受け入れを想定した災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	%	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	100	福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	2-2
災害時健康危機管理支援チームの体制整備・研修実施	回/年	1	1	1	1	1	1	福祉保健部 (大分県地域強靱化計画)	2-3, 2-7
新興感染症患者の受入病棟	床	-	525	525	525	525	525	福祉保健部 (大分県新長期総合計画)	2-7
PCR検査可能数	件/日	-	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	福祉保健部 (大分県新長期総合計画)	2-7
感染管理認定看護師の資格取得者数	人	42	46	48	50	52	54	福祉保健部 (大分県新長期総合計画)	2-7

指標名	単位	基準値 ※1	目標値					所管部局 (所管部局の計画等)	備考 ※2
			R7	R8	R9	R10	R11		
<b>(4) エネルギー／情報通信／産業構造</b>									
中小企業のBCPの策定割合	%	39	39.5	40	40.5	41	41.5	商工観光労働部 (大分県地域強靱化計画)	4-1
大分港海岸保全施設整備進捗率	%	40	54.6	61.8	68.9	76.1	83.2	土木建築部 (大分県地域強靱化計画)	4-2
再生可能エネルギー供給量	TJ	58,664	62,412	62,412	62,412	62,412	62,412 (R7)	商工観光労働部 (大分県新エネルギービジョン)	5-2, 5-3
電気事業における既存施設(主な建物・水管橋)の耐震化率	%	95	95	-	-	-	95 (R7)	企業局 (大分県企業局経営戦略7アクションプラン)	5-2
電気事業における既存施設(水路工作物)の耐震照査率	%	90	95	-	-	-	95 (R7)	企業局 (大分県企業局経営戦略7アクションプラン)	5-2
工業用水道事業における既存施設(主な建物・水管橋・構築物)の耐震化率	%	76	76	-	-	-	76 (R7)	企業局 (大分県企業局経営戦略7アクションプラン)	5-4
給水ネットワークを活用した隧道点検	%	80	80	-	-	-	80 (R7)	企業局 (大分県企業局経営戦略7アクションプラン)	5-4
県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率	%	49.5	-	-	-	50.0	50.0 (R10)	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	6-2
<b>(5) 交通・物流</b>									
無電柱推進計画における無電柱化整備率	%	14.0	37.2	41.8	51.7	65.9	71.7	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (新おおいたの道構想)	1-1, 5-1
耐震強化岸壁の整備数	施設	4	5	5	5	5	7	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	2-4, 4-1 4-3
優先啓開ルート上の橋梁耐震化率	%	58.2	63.2	65.8	67.0	69.6	71.5	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (新おおいたの道構想)	2-6, 4-3 5-5
優先啓開ルート上の道路法面の対策率	%	64	65	65	66	69	72	土木建築部 (新おおいたの道構想)	2-6, 4-3 5-5
高規格道路の整備延長 (高速自動車国道を除く高規格道路)	km	87	87	87	88	93	93	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (おおいたの道構想2024)	4-3
高規格道路の整備延長 (東九州自動車道4車線化)	km	53	53	58	64	67	67	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (おおいたの道構想2024)	4-3
農道の整備延長	km	5,657	5,660	5,660	5,661	5,663	5,663	農林水産部 (農林水産業振興計画)	5-5
林道等の整備延長	km	2,630	2,654	2,666	2,678	2,690	2,702	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-5, 5-5
<b>(6) 農林水産</b>									
山地災害危険地区の整備地区数	地区	2,228	2,252	2,264	2,276	2,288	2,300	農林水産部 (農林水産業振興計画)	1-5, 4-5
防災重点農業用ため池の改修箇所数	箇所	400	418	427	436	445	454	農林水産部 (農林水産業振興計画)	1-4, 4-5
農業水利施設長寿命化計画の策定箇所数	箇所	296	298	300	304	308	308	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-4
県管理主要漁港施設の耐震・耐津波対策完了漁港数	漁港数	3	3	4	4	4	4	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-4
多面的機能支払交付金の協定面積	ha	24,887	25,100	25,200	25,300	25,500	25,600	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-5
中山間直接支払制度の取組面積	ha	15,835	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-5
<b>(7) 国土保全</b>									
治水対策により浸水被害が軽減する地区数	地区	-	17	20	26	36	81	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (河川整備基本方針・河川整備計画)	1-4
内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数	市町村	6	8	9	-	-	9	土木建築部 (社会資本重点整備計画)	1-4
中小河川における洪水ハザードマップの作成市町村数	市町	2	13	16	17	-	17	土木建築部 (大分県地域強靱化計画)	1-4
海岸保全施設の整備延長(農林水産部所管)	km	9.2	9.3	9.4	9.6	9.9	10.1	農林水産部 (大分県地域強靱化計画)	1-3, 1-4 4-2
海岸保全施設の整備延長(土木建築部所管)	km	24.3	25.4	25.9	26.4	27.0	27.4	土木建築部 (大分県地域強靱化計画)	1-3, 1-4 4-2
土砂災害のリスクが軽減される家屋数	戸	417	582	666	712	825	1,220	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	1-5
土砂災害警戒区域指定率	%	86.4	89.8	91.2	92.5	93.9	95.2	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	1-5
地籍調査済面積	k㎡	3,734	3,774	3,794	3,814	3,834	3,854	農林水産部 (農林水産業振興計画)	4-4, 5-5

※1：基準値は令和5年度

※2：「(別紙1)施策グループ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針」の項目番号

## 施策分野ごとの目標指標一覧（横断的分野）

指標名	単位	基準値 ※1	目標値					所管部局 (所管部局の計画等)	備考 ※2
			R7	R8	R9	R10	R11		
<b>(A) リスクコミュニケーション(※)(情報の共有、訓練・啓発等)</b>									
県民安全・安心メール及び防災アプリ等の登録件数	件	196,151	216,000	226,000	236,000	246,000	256,000	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	5-1
<b>(B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化</b>									
自主防災組織率	%	97	100	100	100	100	100	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-3
自主防災組織避難訓練等実施率	%	69.9	90	90	90	90	90	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-3
自主防災組織避難訓練等実施率[津波浸水想定区域]	%	83	100	100	100	100	100	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-3
自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合	%	81	100	100	100	100	100	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-3
<b>(C) 防災教育・人材育成</b>									
自主防災組織等(住民30人以上)における女性防災士の確保割合	%	25.6	28.4	29.9	31.4	32.8	34.2	生活環境部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-3
応急仮設住宅に関するマニュアルを用いた訓練の実施	回/年	1	1	1	1	1	1	土木建築部・福祉保健部 (大分県地震・津波防災アクションプラン)	6-5
<b>(D) 老朽化対策</b>									
令和5年度までの点検で確認された早期対策が必要な橋梁の対策率	%	40.3	58.1	74.3	82.2	100.0	100.0	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (新おおいたの道構想)	5-5
令和5年度までの点検で確認された早期対策が必要なトンネルの対策率	%	60.3	74.1	86.2	93.1	100.0	100.0	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024) (新おおいたの道構想)	5-5
<b>(E) デジタル活用</b>									
ICT建機等を活用し生産性が向上した工事件数の割合	%	16.4	23.4	26.1	28.8	31.4	31.4 (R10)	土木建築部 (おおいた土木未来プラン2024)	6-2

※1：基準値は令和5年度

※2：「(別紙1)施策グループ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針」の項目番号

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 1 計画の推進と重点化

#### (1) 毎年度の年次計画による進捗管理と PDCA サイクル

第2章で行った脆弱性評価結果を踏まえた施策グループの推進方針を別紙1に示すとおりとし、進捗管理のための目標指標（KPI）を加えた施策グループの推進計画を年次計画として取りまとめる。これに基づき各般の施策を実施するとともに、進捗状況の把握等を行い、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを回していくこととする。

また、施策グループの目標指標と併せて、施策分野ごとの推進方針に関する目標指標も一覧化し、適宜必要に応じて見直すこととする。

なお、本計画に基づき実施する取組は、別冊「大分県地域強靱化計画の関係事業一覧」に記載し、毎年度必要に応じて見直しを図る。

#### (2) 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本県においても、国が令和2年12月に閣議決定した5か年加速化対策を活用し取組の一層の推進に努めてきた。

今後も、中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に地域強靱化を進めていくことが重要であり、PDCA サイクルを通じて施策を重点化しながら、地域強靱化の取組を進める必要がある。

#### (3) デジタルの活用による効率的な推進

人口減少下において、地域強靱化の取組を従来よりも効率的に推進するためには、日進月歩のデジタル技術の進展を捉え、中長期的な視点に立って、有用な最先端のデジタル技術を活用し、災害関連情報収集・伝達等の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DX<sup>※</sup>を推進して

いくことが必要である。

このため、脆弱性評価を通じて把握された課題を解決するデジタルの活用について検討するとともに、毎年度の年次計画の策定とPDCA サイクルを通じて施策の改善を図り、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル基盤整備等と連携した取組を推進する。

#### (4) 地域強靱化に関する広報・普及啓発

地域強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ<sup>\*</sup>、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

本県としては、地域強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信など、引き続き地域強靱化の広報・普及啓発に取り組むこととする。

## 2 市町村地域計画の改定及び推進

### (1) 市町村地域計画の必要性

地域強靱化を実効あるものとするためには、国・県のみならず市町村や民間事業者等を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また、市町村が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済・社会活動を安全に営むことを通じて、市町村の経済成長にも資するものであり、極めて重要な責務である。

このため、市町村が策定している地域計画や他の計画等の見直し・推進等も通じて、強靱な地域づくりを総合的に推進する必要がある。

市町村の強靱化を図る上で、財源を含む限られた資源の中で住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、何を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要となる。そのためには、市町村長のリーダーシップのもと、客観的なデータ等も活用した説得力ある説明を議会、地域住民に対して行うことが重要である。



## (2) 県における支援等

市町村計画は県計画との調和が必要であり、また、計画の中で県の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、計画の改定に当たっては、市町村と県が十分に連携・協力する必要がある。

このため、県は市町村計画の改定が円滑に図られるよう国の動向や県計画に関する情報を積極的に提供するとともに、計画の推進に向けた支援を行うこととする。

## 3 県の他の計画等の必要な見直し

基本法にあるように、本計画は、県の他の計画等の指針となるべきものであり、地域強靱化に関しては県の他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画<sup>※</sup>である。

従って、様々な分野の計画等の推進が本県の強靱性に影響を及ぼすことから、県の他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、地域強靱化が総合的かつ計画的に進められることになる。

このため、本計画を基本として、県の他の計画等について毎年度の施策及び施策グループの進捗状況等により必要に応じて計画内容の見直しの検討及びそれを踏まえた所要の見直しを行うことにより、地域強靱化を推進する。

## 4 地域強靱化計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、社会経済情勢等の変化や、施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。また、必要に応じて毎年度の施策及び施策グループの進捗状況等により所要の見直しを行うものとする。

## おわりに ～強靱な地域づくりに向けて～

本県の地域強靱化に向けた取組は、これまで各部局が分野ごとに取り組んできた施策を、共通の目標に即して組み立て直す作業でもある。各部局においては、実効ある連携体制の下で、必要な施策を計画的に実行に移していくことが重要である。

このためには、本計画のアンブレラ計画<sup>\*</sup>としての機能の十分な発揮、脆弱性評価の進化、PDCAサイクル<sup>\*</sup>の徹底のための目標指標を設定した進捗管理、施策グループ・施策の重点化等を通じて、強靱化の取組を順次ステップアップしていくことが重要である。また、災害等についての検証を通じて、知見や教訓を得て次に生かすという作業を積み重ね、本計画の不断の見直しにつなげていく。

一方、本県の地域強靱化は県だけで実現できるものではなく、市町村や民間事業者等を含め、全ての関係者の叡智を結集し、国との連携を図りつつ、本県の総力を挙げて取り組むことが不可欠である。そして、県民一人ひとりが、自助、共助の精神を、世代を超えて受け継ぎ、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動する文化を根付かせることが取組の基礎となる。

このため、県においては、本計画の推進・進捗管理を行うのみならず、本計画の内容が、県民に正しく理解され、市町村、民間事業者等や県民の行動規範に広く浸透し、適切に実行されるよう努める。また、県内市町村による地域計画の見直しを支援するとともに、各々の地域計画では対応しきれない課題について広域の見地から調整していくこととする。これらが本計画に反映されること等を通じて、強靱な地域づくりを着実に実現していくこととする。



用語解説

用語	解説
BCP (Business Continuity Plan)	企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
BIM/CIM (Building Information Modeling/Construction Information Modeling)	建設事業をデジタル化することにより、関係者のデータ活用・共有を容易にし、施工管理をはじめとした事業全体の効率化を図ることをいう。情報共有の手段として、3次元モデルを使用する。
DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team)	災害発生時に、被災地保健所等に出勤し、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、公衆衛生活動の支援を行う。
DMA T (Disaster Medical Assistance Team)	医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多数傷病者が発生した事故などの現場で、発災直後から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム
DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)	大規模災害時に、避難所等で、高齢者や障がい者等の特に配慮を要する方に対して、福祉・介護のニーズを把握し、応急的な支援等を行う、福祉支援の専門チーム
DX (Digital Transformation)	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。ユーザー目線でビジョンを描き、ビジョンの実現に向けてデータとデジタル技術を活用して、これまでのビジネス等を変革すること。
GX (Green Transformation)	グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長とともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。
ICT (Information and Communication Technology)	情報や通信に関連する科学技術の総称
ICT-BCP (Information and Communication Technology Business Continuity Plan)	情報システム部門 (ICT部門) において、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画
ICT施行 (Information and Communication Technology)	建設現場の施行や管理などすべてのプロセスにおいてICTを活用し生産性を向上させる手法
Lアラート	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。
PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案 (Plan) →実践 (Do) →検証 (Check) →改善 (Act) の段階的な活動の循環のこと。
SDGs (Sustainable Development Goals)	持続可能な世界を実現するための17ゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決すること。
アーカイブ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。
アセットマネジメント	施設の計画的な維持・管理により、適切な時期に施設の補修・更新を行い、生涯コストの縮減を図る取り組み。
アンブレラ計画	傘 (アンブレラ) のように、強靱化に係る県の既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画。
過酷事故	設備の故障や人的錯誤といった複数原因により、原子炉の中の核燃料の冷却や制御が不可能となり、炉心が重大な損傷を受けるような事象をいう。
火山噴火緊急減災対策砂防計画	火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策 (既設砂防えん堤の除石、仮えん堤の設置等) とソフト対策 (火山監視機器の設置・避難支援のための情報提供等) からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減することを目的とした計画。
基幹災害拠点病院	災害拠点病院のうち、さらにその機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活かし、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。
県管理拠点漁港	大分県が管理する11漁港のうち、水産物の流通拠点や水産物の生産拠点となる、小祝、長洲、佐賀関、松浦、蒲江の5漁港のこと。
広域防災拠点	市町村を越える広域的な大規模災害の発生に際して、国、市町村、防災関係機関との連携のもと、応急対策を迅速に進めるための総合的な拠点。救助・救急、消火に係る各支援部隊の結集、宿営の拠点、災害医療活動の拠点、救援物資の集積・仕分け・輸送に係る活動の拠点、これらの活動を総合的に調整する拠点をいう。
災害関連死	地震や津波などの災害による直接的な被害ではなく、避難生活による健康状態の悪化や負ったケガが原因で亡くなること。
災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能のほか、DMA T等の受入れ機能や傷病者等の広域搬送への対応機能等を有し、災害医療の拠点として都道府県が指定する病院。
災害廃棄物処理計画	各自治体において、今後発生が予測される災害に備え、その被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を整理した計画。
災害福祉支援ネットワーク	専門知識が必要な災害福祉支援を実施できる「災害派遣福祉チーム (DWAT)」を災害にあった他の自治体などに広域で派遣しあう仕組みのこと
サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまですべての工程をひとつの連続したシステムとして捉える考え方のこと。

用語	解説
山腹崩壊	雨や地震など様々な要因で、山の斜面がもろくなり、くずれ落ちること。
自主防災組織	自治会などを単位とした地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織。平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材の共同購入などを行い、災害時には、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行う。
事前復興まちづくり計画	事前復興まちづくり計画とは、被災後に早期かつ確に復興まちづくり計画を策定するための準備をすることです。
重点密集市街地	地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性があり重点的に改善すべき市街地。
浚渫（しゅんせつ）	川底に堆積した土砂や泥をすくい取る工事のこと。
新興感染症	新型コロナウイルスなど、その発症がにわかに注目されるようになった感染症に対する総称。
深層崩壊	山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象
水源かん養	水田に貯えられた水が、徐々に浸透されること等により、生活に必要な水源である地下水を豊かにする機能や川の流れを安定させる機能
水路工作物	取水設備、沈砂・排砂設備、水槽設備、水圧鉄管等の水力発電用設備
整備計画路線	全国新幹線鉄道整備法に基づき整備が進められている路線。東九州新幹線や四国新幹線等は、昭和48年に建設を開始すべき「基本計画路線」追加された。整備新幹線路線の未着工区間が残り2区間のため、整備計画路線への格上げの機運が高まっている。
大規模盛土造成地	盛土の面積が3,000㎡以上又は盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の宅地
タイムライン	災害に対する事前の備えや、大雨・台風により浸水害や洪水、土砂災害などが発生する危険性が高まった時の避難開始のタイミング、「避難スイッチ」などを、あらかじめ時系列に整理した自分自身や家族、地域の防災行動計画（例 個人・家族向け・・・おおいマイ・タイムライン）
地域防災力	安全を確保し減災を図る地域社会が持っている資質や能力あるいは社会関係資本。消防団等充実強化法では「地域における総合的な防災体制及びその能力」と定義
吊り天井	構造体（屋根や上階の床）から吊りボルト等で吊るされた天井のこと。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPIとロードマップを位置付けたもの。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域
ネットワーク・コミュニティ	日常生活圏の各集落が持つ生活機能・特徴を、ソフトとハードの両面においてネットワーク化することで形成される全体としてひとつの力強いコミュニティ
バイオマス	生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、さまざまものが資源として活用されている。
ハザードマップ	災害時に、地域の方々が安全に避難をするために必要となる情報（想定浸水深、避難所の位置及び一覧、緊急連絡先、避難時の心得等）を記載した地図
パンデミック	日本語的には感染爆発などと訳され、感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し非常に多くの感染者や患者が発生すること。
避難所運営マニュアル策定のための基本指針	市町村が、災害時に迅速かつ適切な避難所運営が図れるよう、避難所運営マニュアルを策定する際のガイドライン（基本指針）
福祉避難所	一般避難所での生活が困難で、特に配慮を必要とする高齢者や障がい者等を対象に設置される避難所のこと。具体的には、施設がバリアフリー化され、相談・助言等の支援体制が整備されていること等を基準として、社会福祉施設を中心に、市町村において指定される。
福祉避難スペース	一般避難所において、要配慮者が介護や医療相談等の支援を受けることができ、安心して過ごすことができるよう、パーテーションなどを用いて設けられた空間
防災重点農業ため池	農業ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、特措法に基づき都道府県知事が指定したもの。
豊予海峡ルート	豊予海峡を豊後伊予連絡道路や四国新幹線でつなぐ構想
保全管理	農地や農業水利施設等の機能を良好に維持すること。
ミッシングリンクの解消	高規格幹線道路などの未整備区間を整備することで、移動の速達性を高める施策のこと。
予防保全型インフラメンテナンス	トータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。それにより、リスクに関係する人々の中で信頼が構築され、リスクの回避や除去あるいは低減に繋がる。
リスクシナリオ	大規模自然災害が発生した場合に、起きてはならない最悪の事態
リダンダンシー	冗長性、余剰を意味する英語であり、代替手段のこと。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながるないように、予め交通ネットワークを多重化したり、予備の手段が用意されている状況のこと。

用語	解説
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化を図る計画
リモートワーク	オフィスに出社せずに、自宅や遠隔地などで仕事を行い勤務形態のこと。
流通在庫備蓄	購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫で保管してもらう備蓄方法
林業適地	目的樹種の高い成長が期待でき、大半が緩中傾斜地で、団地的なまとまりがあり、路網が整備されているか整備可能な林地
地域コミュニティ	地域住民が生活する場所で営まれる様々な活動を通じて、住民相互の交流が行われている地域社会

## (別紙 1) 施策グループ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

### 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 住宅・建築物等の耐震化の目標が達成できるよう、県民へ耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル・旅館等に対して耐震改修補助制度による支援を行う。また、老朽化した県営住宅の計画的な建替及び給水設備等の改修や県有建築物における吊り天井などの非構造部材及び倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策を推進する。さらに、家庭や事業所等における家具等の固定や配置の見直しなど身近な防災対策を促進する。  
【総務】【福祉】【生環】【土木】【教育】
- ② 特に、病院、社会福祉施設等については、避難所等にも利用されることから、さらに耐震化の促進を図る。【福祉】【土木】
- ③ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策を検討する。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。【企画】【土木】
- ④ 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練や、地震体験車やVR技術を用いた防災啓発映像等を活用し災害対応力の向上を図る。【総務】【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】  
【病院局】【教育】
- ⑤ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場、防災拠点となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。【土木】
- ⑥ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策を啓発活動を通じて促進する。【生環】

#### (目標指標)

- 【福祉】社会福祉施設の耐震化率 98.3%(R5)→100%(R11)
- 【総務・福祉】私立学校の耐震化率 96.9%(R5)→100%(R11)
- 【土木】住宅の耐震化率 84.0%(R5)→92.0%(R11)
- 【土木】特定建築物の耐震化率 90.0%(R5)→97.0%(R11)
- 【土木】無電柱推進計画における無電柱化整備率 14.0%(R5)→71.7%(R11)
- 【土木】吊り天井耐震化された県有施設数 10棟(R5)→11棟(R11)

### 1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ① 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上を図る。【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院局】【教育】【警察】
- ② 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な住環境の形成を図る。【土木】
- ③ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的にと取り組む。【福祉】【生環】【土木】【警察】
- ④ 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)6部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する。【警察】

#### (目標指標)

【土木】 都市内の街路整備延長 509km(R5)→515km(R11)

【警察】 災害対応能力の向上にかかる職員の育成(資格の取得) 30人(R11)

### 1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

- ① 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な部局・機関が関係することを踏まえ関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば、人口機能が集積する臨海部産業地域や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において最大クラスの津波に対してハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策を検討する。【生環】【農林水】【土木】【教育】【警察】
- ② これまでに得られた知見を活かし、南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態の津波への対応について検討するとともに、防災関係機関と一層の連携・協力を図りながら訓練等を実施する。【生環】
- ③ 津波から避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【生環】【土木】【教育】
- ④ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援をする。【土木】
- ⑤ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や海岸堤防の整備等、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設における津波対策、地震・液状化対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。【土木】【農林水】
- ⑥ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援をする。【土木】
- ⑦ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップの作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図っていく。【土木】

#### (目標指標)

【土木】 海岸保全施設の整備延長(土木建築部所管) 24.3km(R5)→27.4km(R11)

【農林】 海岸保全施設の整備延長(農林水産部所管) 9.2km(R5)→10.1km(R11)



1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生  
(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

- ① 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となって行う、堤防の整備、ダム再生などの河川整備の取組を進める。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組の強化を図る。【土木】【農林水】
- ② 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める。また、河川の流下能力の維持のため、河道の堆積土砂・樹木の除去等に取り組む。【土木】
- ③ 県民の迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表や市町村が作成するハザードマップ（洪水、内水）の作成支援など、防災情報の充実を図る。【土木】
- ④ 各海岸管理者における海岸保全基本計画の変更を促進し、気候変動の影響も考慮した海岸堤防の整備等を進める。【土木】【農林水】
- ⑤ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援をする。【土木】
- ⑥ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップの作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図っていく。【土木】
- ⑦ 大分県内には、2,113 箇所 of 農業用ため池があり、その多くは築造年代が古く大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高い防災重点農業用ため池が 1,027 箇所ある。このため、防災重点農業用ため池について堤体の調査を行い、その結果に基づき、廃止を含めた対策を推進する。【農林水】
- ⑧ 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画に基づく更新や改修を推進する。また、想定規模以上の豪雨等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあることから、緊急水管理システムの整備などのソフト対策と長寿命化計画（個別施設計画）に基づく更新や改修を推進する。【農林水】
- ⑨ ため池の計画的な整備(ハード事業)を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策にも取り組んでおり、引き続き地域防災力の強化を推進する。【農林水】

(目標指標)

【土木】 治水対策により浸水被害が軽減する地区数 81 地区 (R11)

【土木】 内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数 6 地区 (R5)→9 地区 (R11)

【土木】 中小河川における洪水ハザードマップの作成市町村数 2 市町村 (R5)→17 市町村 (R11)

【土木】 海岸保全施設の整備延長(土木建築部所管) 24.3km (R5)→27.4km (R11)

【農林水】 海岸保全施設の整備延長(農林水産部所管) 9.2km (R5)→10.1km (R11)

【農林水】 防災重点農業用ため池の改修箇所数 400 箇所 (R5)→454 箇所 (R11)

**1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生**

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備、地域の実情に応じた避難訓練や防災教育など実効性のある避難行動を確保する取組を推進する。  
【土木】
- ② 山地災害危険地区の着手率は令和5年度末で40%と低いことから、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる。【農林水】
- ③ 林業適地における再生林の促進や間伐、広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を継続して実施する。【農林水】
- ④ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、長寿命化計画に基づく更新や改修に取り組む。  
【土木】
- ⑤ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援をする。  
【土木】

**(目標指標)**

【農林水】 山地災害危険地区の整備地区数 2,228 地区 (R5) → 2,300 地区 (R11)

【土木】 土砂災害のリスクが軽減される家屋数 417 戸 (R5) → 1,220 戸 (R11)

【土木】 土砂災害警戒区域指定率 86.4% (R5) → 95.2% (R11)

**1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生**

- ① 火砕流など火山噴火に伴う異常な土砂の流出による土砂災害の被害をできる限り軽減するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づくハード・ソフト対策を平時から着実に推進する。【土木】
- ② 常時観測火山である九重山及び鶴見岳・伽藍岳の火山避難計画に基づく訓練により関係機関の連携強化を図るとともに、最新の知見等を踏まえ計画の見直しを検討する。また、制作した火山防災啓発動画により、火山との共生や避難促進施設の風評被害防止などの意識醸成を図る。【生環】

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 大分スポーツ公園の広域防災拠点としての実効性担保に向けて、現地調整所機能の立上げ訓練のみならず、救援物資の集積・輸送等の実践的な訓練を通じた、体制強化および必要資機材の確認と調達を行う。【生環】
- ② 避難者用の救助物資の備蓄については、「災害時備蓄物資等に関する基本方針」を定め、整備を進めているが、備蓄場所についても、関係機関との調整を行う。【福祉】
- ③ 警察署の非常用発電機等の電気設備について、予想される浸水深を踏まえた浸水リスクの低い場所への移設工事等を計画的に実施する。【警察】
- ④ 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により、即応部隊(警備部隊等)6部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14部隊を編成し、初動対応に重点を置いた実践的な想定訓練を実施する。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備し、有事即応体制を充実させる。【警察】
- ⑤ 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、県内の人材だけでは不足することが考えられるため、県外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【福祉】  
【生環】 【土木】

#### (目標指標)

【生環】 機能別消防団員導入市町村数 8市町村(R5)→14市町村(R11)

【警察】 警察署の浸水対策完了の割合 80.0%(R5)→100%(R11)

【警察】 災害対処能力の向上にかかる職員の育成(資格の取得) 30人(R11)

## 2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの県民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。【総務】 【福祉】 【生環】
- ② 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院の耐震化を着実に推進する。併せて、BCP の適宜見直しや災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る。【福祉】
- ③ 基幹災害拠点病院である県立病院は、災害時にあっても診療を継続するため、耐震性の確保のほか、水・電気などのライフラインや食糧・医薬品などの備蓄を確保する必要がある。また、災害時に備えて、リソース不足の場合の外部への支援要請や受援を想定した訓練を実施するなど、ハード面に加えてソフト面でも平時の取組を進めていく。【病院局】
- ④ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保並びに支援の在り方等の被災者支援について、官民が連携して検討を進めとともに、被害が激甚である場合、当該市町村の避難所での対応が困難になるおそれがあることから、ホテル・旅館等への2次避難の実施について検討していく。【生環】 【福祉】
- ⑤ 災害派遣医療チーム(DMAT)等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路法面対策、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図っていく。【福祉】 【農林水】 【土木】
- ⑥ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため、道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する。【土木】
- ⑦ 医療・社会福祉施設について、BCP の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福祉】
- ⑧ 災害時において、医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する。【福祉】”

### (目標指標)

【福祉】 大分 DMAT 隊員登録者数 611 名(R5)→700 名(R11)

【福祉】 多数の傷病者の受け入れを想定した災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合  
93.0%(R5)→100%(R11)

【福祉】 福祉避難所として指定されている医療機関や社会福祉施設等の BCP 策定率  
97.0%(R5)→100%(R11)

## 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ① 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を踏まえ、避難所環境の整備や住民主体による避難所運営訓練の実施など、市町村における避難所の適切な運営等を推進していくために、避難所運営が長期化した場合に、市町村職員の代わりに避難所運営ができる人材の育成を目指す。【生環】
- ② 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能の強化を図る。【教育】
- ③ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐために、備蓄物資の確保、避難所環境の整備など多様なニーズに対応していく。また、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要であり、行政機関においてものあらゆる災害対応において女性職員の参画を図る。【生環】【教育】
- ④ 災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る。また、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定することを市町村に対して働きかけるとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する。【福祉】
- ⑤ 大規模災害時は、避難所の確保が困難になることが想定されるため、旅館・ホテル等を活用した避難先の提供を通じ、被災者の安定的な生活を確保する必要がある。大分県生活衛生同業組合連絡協議会と締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」を円滑に運用できるよう取組みを行う。【生環】
- ⑥ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム（DPAT）を担う人材を養成するため、県が主催する DPAT 隊員養成研修で養成を行うほか、DPAT 事務局が主催する先遣隊研修等の参加を促進する。【福祉】
- ⑦ 福祉避難所については、福祉施設を中心に指定を推進している。福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定することを市町村に対して働きかける。併せて、運営や支援の在り方、人材の確保等について、官民が連携して検討する。【福祉】
- ⑧ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者に対する支援体制や、受入施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。【福祉】
- ⑨ 災害時における社会福祉施設入所者の転所については、調整の主体である大分県社会福祉協議会と平時からの体制を構築する。【福祉】
- ⑩ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣に係る体制整備・強化を行う。【福祉】

### (目標指標)

【福祉】災害時健康危機管理支援チームの体制整備・研修実施 1回/毎年度(R11)

【生環】避難所における飲料水の備蓄目標を達成している市町村の割合  
100%(R5)→100%(R11)

【生環】避難所における携帯トイレ等の備蓄目標を達成している市町村の割合  
22.2%(R5)→100%(R11)

【福祉】福祉避難所（福祉避難スペースを含む）を指定している小学校区の割合  
95.1%(R5)→100%(R11)

【教育】指定避難所となっている県立学校体育館における築30年・60年経過後5年以内の  
長寿命化実施（着工）率 100%(R5)→100%(R11)

## 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農林水】 【土木】
- ② 発災後に、迅速な道路・航路の輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【生環】 【農林水】 【土木】
- ③ 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対し、国の補助事業による避難所等への重要給水管路の耐震化を促進するとともに、アセットマネジメントの導入・高度化等の実施「支援」や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、水道施設の耐震化を促進していく。【生環】
- ④ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。併せて、上下水道被災や道路寸断も想定し、備蓄量・品目に加え、広域的な備蓄確保や全国からの救援物資受け入れ拠点施設の再点検など保管場所のあり方を見直すとともに、輸送についても、市町村や輸送事業者と訓練等を通じて円滑な輸送体制の構築を図る。【企画】 【商観労】 【福祉】 【生環】
- ⑤ 協定等の連絡先、連絡方法を確認するなど、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、物資調達・供給体制を確保する。【総務】 【生環】
- ⑥ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため、道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する。【農林水】 【土木】
- ⑦ 避難者用の救助物資の備蓄については、「災害時備蓄物資等に関する基本方針」を定め、整備を進めているが、備蓄場所についても、関係機関との調整を行う。【福祉】

### (目標指標)

【生環】 上水道基幹管路耐震管延長 231km(R5)→257km(R11)

【生環】 市町村のアセットマネジメント導入率 94%(R5)→100%(R11)

【土木】 耐震強化岸壁の整備数 4施設(R5)→7施設(R11)

## 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- ① 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時退避施設として都市公園の整備を進める。【土木】
- ② 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の取組を推進する。【農林水】 【土木】
- ③ 交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、公共的施設等を宿泊施設として利用できるよう整備する。【生環】
- ④ 交通の途絶による帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を実施する。【生環】
- ⑤ 災害時における情報提供が遅れないよう、道路管理用カメラ等を活用し道路情報の提供を行う。【土木】

## 2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用するため、林道台帳等の整備を遅滞なく行う。【農林水】
- ② 県都大分市と11生活圏域の中心都市を結ぶルートや圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ優先啓開ルート上の橋梁耐震化を推進する。併せて、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を含む啓開ルートや孤立化する恐れがある地域を重点化して道路のり面対策を推進する。【土木】
- ③ 発生した孤立集落を早期に解消する迅速な道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有する。【土木】
- ④ 通信が途絶して孤立した場合に、「避難所等に救助を求める避難者がいないか」、「その中に重傷者等がないか」を防災ヘリコプターやドローン等で把握し、的確な対応を行うため、実践的な訓練を実施する。【生環】

### (目標指標)

【土木】 優先啓開ルート上の橋梁耐震化率 58.2%(R5)→71.5%(R11)

【土木】 優先啓開ルート上の道路のり面の対策率 64%(R5)→72%(R11)

【生環】 孤立集落対策訓練の実施回数 1回/毎 (R11)

## 2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、自然災害発生時に、消毒や害虫駆除等を含む公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【福祉】
- ② 被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に係る体制整備・強化を行う。【福祉】
- ③ 被災時の公衆衛生を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を着実に推進し、下水道機能の維持を図る。【土木】
- ④ 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため交通ネットワーク強化を図る。【土木】

### (目標指標)

【福祉】 災害時健康危機管理支援チームの体制整備・研修実施 1回/年 (R11)

【福祉】 新興感染症患者の受入病床 525床 (R11)

【福祉】 PCR検査可能数 1100件/日 (R11)

【福祉】 感染管理認定看護師の資格取得者数 42人 (R5)→54人 (R11)

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ① 警察署の耐災害性を強化するとともに、代替施設を確保することにより、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。加えて、警察署の非常用発電機等の電気設備について、予想される浸水深を踏まえた浸水リスクの低い場所への移設工事等を計画的に実施する。

【警察】

- ② 公共の安全と秩序の維持を図るため各種災害を想定した訓練を継続実施する。【警察】  
③ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機について、計画的に整備を進めていく。【警察】

(目標指標)

【警察】警察署の浸水対策完了の割合 80.0%(R5)→100%(R11)

【警察】合同訓練、災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施 2回/年(R11)

【警察】自起動式発動発電機の整備台数 118台(R5)→178台(R11)

【警察】可搬式発動発電機の整備台数 105台(R5)→165台(R11)

#### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。このため、大分県業務継続計画(本庁版 BCP・地方機関版 BCP)及び個別業務システムの ICT-BCP を作成しているが、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図るため不断の見直しを実施するとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その業務継続に必要な職員の確保を図る。【総務】【生環】

- ② 大分県公共施設等総合管理指針に基づき、点検・診断により建築物や設備機器の状態を確認し、不具合箇所の早期把握と適切な措置を行うとともに、必要な機能が良好な状態で維持できるよう予防保全工事を計画的に行うなど、適切な維持管理に取り組む。【総務】【福祉】  
【土木】

- ③ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農林水】【土木】

- ④ 災害時の通信連絡手段を確保するため、県と市町村や消防本部等の関係機関とを結ぶ防災無線ネットワークについて、老朽化した設備を計画的に更新するとともに、回線の大容量化・強靱化を進める。【生環】

- ⑤ ジョブローテーションや研修等により、県職員の防災エキスパートの養成を進める。

【総務】

- ⑥ 被災者台帳システムを通じて迅速に被害認定調査結果の集約及び罹災証明を交付できる体制を確保する。【生環】

- ⑦ 市町村や消防、自衛隊、事業者など関係団体と実践的な防災訓練等を通じて連携を深めることで、大規模災害時における迅速な情報伝達と災害応急対策を強化する。【生環】

(目標指標)

【総務】大分県業務継続計画の見直し 1回/年(R11)

【生環】県と連携して防災訓練等を実施した防災関係機関の割合 75.5%(R5)→100%(R11)



#### 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。【商観労】
- ② 企業のBCP策定を促進し、その実効性を向上させるため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う必要がある。【商観労】
- ③ 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関との協働による港湾BCP訓練を継続的に実施し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。【土木】
- ④ 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立させるため大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有を図る。【土木】
- ⑤ 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農林水】 【土木】

##### (目標指標)

【商観労】 中小企業のBCPの策定割合 39%(R5)→41.5%(R11)

【土木】 耐震強化岸壁の整備数 4施設(R5)→7施設(R11)

#### 4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- ① 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携した BCP の策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商観労】
- ② 大分港の港湾 BCP をコンビナート関連事業者等の BCP と整合を図り、適宜見直す。【土木】
- ③ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【生環】 【商観労】 【土木】
- ④ 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、粘り強い構造を基本とした海岸堤防や、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する。【農林水】 【土木】
- ⑤ 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策及び船舶の適正管理を推進する。【生環】 【土木】
- ⑥ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手するとともに、早期再開のための予防計画である漁業地域 B C P を継続的に改善し、実効性を高めていく。【農林水】
- ⑦ 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等) 6 部隊、一般部隊(特別交通部隊等) 1 4 部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備するとともに、初動対応に重点を置いた実働訓練を実施し、有事即応体制を充実させる。  
【警察】
- ⑧ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定した水質事故等緊急連絡体制マニュアル等の整備・更新を行うなど、引き続き関係機関が連携して対応する。  
【生環】 【農林水】
- ⑨ 廃止鉱山(豊栄鉱山)について、自然災害時に有害物質等が流出しないよう、老朽化している坑廃水処理施設及び堆積場の改修工事等を計画的に進める。【商観労】
- ⑩ 近隣の原子力発電所で発生した原子力災害に対して、地域防災計画(事故等災害対策編)等に基づき対処できるよう、情報連携や意見交換、原子力防災訓練の実施など、立地県や関係機関との連携強化を図る。【生環】

#### (目標指標)

【土木】大分港海岸保全施設整備進捗率 40%(R5)→83.2%(R11)

【土木】海岸保全施設の整備延長(土木建築部所管) 24.3km(R5)→27.4km(R11)

【農林水】海岸保全施設の整備延長(農林水産部所管) 9.2km(R5)→10.1km(R11)

【警察】災害対処能力の向上にかかる職員の育成(資格の取得) 30人(R11)

【生環】原子力防災訓練の実施 1回/年(R11)

**4-3) 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響**

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現に向けた取組を強化する。  
【企画】 【土木】
- ② 優先啓開ルート上の橋梁の耐震化や道路法面対策、無電柱化など、交通の分断を防ぐ対策を着実に推進する。【土木】
- ③ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく。【土木】
- ④ 物流の拠点となる重要港湾の迅速な航路啓開を図るため、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関との協働による港湾BCP訓練を継続的に実施し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。【土木】
- ⑤ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応するため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化や技術開発を進めるなど、港湾施設の機能強化を図る。  
【土木】

(目標指標)

- 【土木】 優先啓開ルート上の橋梁耐震化率 58.2%(R5)→71.5%(R11)
- 【土木】 優先啓開ルート上の道路法面の対策率 64%(R5)→72%(R11)
- 【土木】 耐震強化岸壁の整備数 4施設(R5)→7施設(R11)
- 【土木】 高規格道路の整備延長(高速自動車国道を除く高規格道路) 87km(R5)→93km(R11)
- 【土木】 高規格道路の整備延長(東九州自動車道4車線化) 53km(R5)→67km(R11)

**4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響**

- ① 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定、保安の高度化の促進等について、今後、取組を強化していく。  
【商観労】 【農林水】
- ② 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、連絡体制を整備するなど、連携を強化していく。【農林水】
- ③ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手するとともに、早期再開のための予防計画である漁業地域BCPを継続的に改善し、実効性を高めていく。【農林水】
- ④ 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難となりつつあることから、機能保全計画に基づく施設の更新や長寿命化対策を推進する。【農林水】
- ⑤ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる。【農林水】  
【土木】
- ⑥ 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し地籍調査を推進する。  
【農林水】

(目標指標)

- 【農林水】 農業水利施設長寿命化計画の策定箇所数 296箇所(R5)→308箇所(R11)
- 【農林水】 県管理主要漁港施設の耐震・耐津波対策完了漁港数 3漁港(R5)→4漁港(R11)
- 【農林水】 地籍調査済面積 3,734km<sup>2</sup>(R5)→3,854km<sup>2</sup>(R11)

#### 4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ① 中山間地域の農村集落について、地域コミュニティを最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。併せて、地域の主体性を活かした防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林水】
- ② 森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)の維持、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクを軽減させるため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、林業適地における再生林の促進や間伐、広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を継続して実施する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策を推進する。【農林水】 【土木】
- ③ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用するため、林道台帳等の整備を遅滞なく行う。【農林水】
- ④ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組んでいく。  
【生環】

##### (目標指標)

- 【農林水】 防災重点農業用ため池の改修箇所数 400 箇所 (R5) → 454 箇所 (R11)
- 【農林水】 多面的機能支払交付金の協定面積 24,887ha (R5) → 25,600ha (R11)
- 【農林水】 林道等の整備延長 2,630km (R5) → 2,702km (R11)
- 【農林水】 山地災害危険地区の整備地区数 2,228 地区 (R5) → 2,300 地区 (R11)
- 【農林水】 中山間直接支払制度の取組面積 15,835ha (R5) → 15,800ha (R11)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、架空区間は災害による断線が想定されるため、積極的に地中化を図るとともに、バックアップ回線と本回線の異ルート化や老朽化した設備を計画的に更改していく。また、通信事業者各社と連携した移動基地局の派遣体制の確認とともに、交通遮断等に対応が困難なケースに備えて、ドローンや可搬型船上基地局、小型人工衛星等を活用した代替通信手段の確保を検討していく。【商観労】
- ② 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【農林水】 【土木】
- ③ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤について、耐災害性の向上を図る。加えてドローン等の先端技術を活用し、情報収集を図ることで災害対応能力を向上させる。【警察】
- ④ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、不感地域の解消を図る。【商観労】
- ⑤ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の活用を図る。【生環】
- ⑥ 防災行政無線や防災情報を伝達するためのシステムの整備、全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の伝達や提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図るための施策を着実に推進する。併せて、避難行動の判断に必要な河川・ダム及び土砂災害などの防災情報を、災害時においても迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【生環】 【土木】 【警察】
- ⑦ 住民による得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能の強化のため、防災アプリの普及を推進する。【福祉】 【生環】
- ⑧ 在住外国人や外国人観光客に対して、多言語で外国人に配慮した災害情報及び避難行動促進情報の伝達を行うための体制整備を引き続き多言語に対応した防災アプリの普及を推進する。【企画】 【生環】
- ⑨ 県民安全・安心メール及び防災アプリ等を活用して、停電復旧時の通電に関する注意喚起を行う。【生環】

(目標指標)

【土木】 無電柱推進計画における無電柱化整備率 14.0%(R5)→71.7%(R11)

【生環】 県民安全・安心メール及び防災アプリ等の登録件数 196,151件(R5)→256,000件(R11)

### 5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ① 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めていく。【農林水】 【土木】
- ② 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、保安の高度化の促進、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る。【商観労】
- ③ 地熱等本県の強みを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、大分県版水素サプライチェーンの構築に向けて水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を推進する。【商観労】
- ④ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する【生環】
- ⑤ 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は水路工作物について優先度の高いものから耐震照査、設計及び工事を順次実施し耐震化を進めていく。【企業局】

#### （目標指標）

【商観労】 再生可能エネルギー供給量 58,664TJ(R5)→62,412TJ(R11)

【企業局】 電気事業における既存施設（主な建物・水管橋）の耐震化率 95%(R5)→95%(R11)

【企業局】 電気事業における既存施設（水路工作物）の耐震照査率 90%(R5)→95%(R11)

### 5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- ① 南海トラフ地震への備えや複合災害時の防災体制の整備を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、総合防災訓練を毎年実施する。また、地震や津波による被害を最小化するため、「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。【生環】 【商観労】
- ② 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、保安の高度化の促進、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る。【商観労】
- ③ 大分港の港湾BCPをコンビナート関連事業者等のBCPと整合を図り、適宜見直す。【土木】
- ④ コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【土木】

#### （目標指標）

【商観労】 再生可能エネルギー供給量 58,664TJ(R5)→62,412TJ(R11)

#### 5-4) 上下水道施設等に係るの長期間にわたる機能停止

- ① 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対し、国の補助事業による避難所等への重要給水管路の耐震化を促進するとともに、アセットマネジメントの導入・高度化等の実施「支援」や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、水道施設の耐震化を促進していく【生環】
- ② 工業用水道事業における地震(津波)対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していくとともに、機器更新などに併せて設備等の浸水対策を進めていく。【企業局】
- ③ 大分工業用水道が管理する3系統5本の隧道について、地震崩落等による給水停止を回避するため、隧道を相互に補完する給水ネットワークを平成28年度末までに整備した。この給水ネットワークを活用し、詳細な点検・補修を進めていく。【企業局】
- ④ 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐水化に着手し、被災時の公衆衛生を確保する。また、更なる災害対応力の向上のため、県・市町村間の円滑な相互支援体制の構築を図る。【土木】
- ⑤ 農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に促進する。【土木】
- ⑥ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握を促進する。【生環】 【土木】

##### (目標指標)

【生環】 上水道基幹管路耐震管延長 231km(R5)→257km(R11)

【生環】 市町村のアセットマネジメント導入率 94%(R5)→100%(R11)

【企業局】 工業用水道事業における既存施設(主な建物・水管橋・構築物)の耐震化率 76%(R5)→76%(R11)

【企業局】 給水ネットワークを活用した隧道点検 80%(R5)→80%(R11)

#### 5-5) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 地域の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農林水】 【土木】
- ② 農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、迂回路としての利用が可能となるため、今後も整備を促進し、適正な維持管理を図る。【農林水】
- ③ 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外につながる広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備を推進する。【土木】
- ④ 優先啓開ルート上の橋梁の耐震化や道路法面对策、無電柱化など、交通の分断を防ぐ対策を着実に推進する。【土木】
- ⑤ 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関との協働による港湾BCP訓練を継続的に実施し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。【土木】
- ⑥ 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため市町村と連携し、地籍調査を推進する。【農林水】

##### (目標指標)

【農林水】 農道の整備延長 5,657km(R5)→5,663km(R11)

【農林水】 林道等の整備延長 2,630km(R5)→2,702km(R11)

【農林水】 地籍調査済面積 3,734km<sup>2</sup>(R5)→3,854km<sup>2</sup>(R11)

【土木】 優先啓開ルート上の橋梁耐震化率 58.2%(R5)→71.5%(R11)

【土木】 優先啓開ルート上の道路法面对策率 64%(R5)→72%(R11)

【土木】 令和5年度までの点検で確認された早期対策が必要な橋梁の対策率 40.3%(R5)→100%(R11)

【土木】 令和5年度までの点検で確認された早期対策が必要なトンネルの対策率 60.3%(R5)→100%(R11)

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ① 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することが不可欠であることから、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく。【土木】
- ② 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等による広域応援体制を確保する。【総務】 【生環】
- ③ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援をする。【土木】
- ④ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。【土木】

### 6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ① 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT 技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していく。【土木】
- ② 平時より、多くの社会インフラを管理する市町村においては、人員や技術力等が不足していることから、メンテナンス会議等を通じて維持管理体制の強化や業務の効率化について市町村支援を行う。また、大規模災害時には、被災市町村への職員派遣や災害復旧事業の代行などの支援が必要であるため、国が中長期派遣要員を確保する仕組みとして創設した復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して、大分県でも派遣可能職員の確保を図っていく。【土木】
- ③ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施していく。【土木】
- ④ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や訓練を実施する。【土木】
- ⑤ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保をする。【土木】
- ⑥ 地域の守り手としての役割を担う建設産業は、若年層の入職低下や就労者の高齢化などにより担い手不足が深刻化している。生産性向上に向けたDXの推進及び展開・実装や、担い手確保に向けた、更なる就労環境の改善や女性や高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりの推進を図る。【土木】
- ⑦ 災害ボランティアの募集については、大規模災害発生後 4 日程度を目処に県社会福祉協議会のホームページ、SNS 等により不特定多数者に向けて行っている。早期の復旧・生活再建のため、募集によるボランティアの確保に加え、募集によらないボランティアの受入れ体制を構築する。【生環】
- ⑧ ジョブローテーションや研修等により、県職員の防災エキスパートの養成を進める。【総務】

#### (目標指標)

【土木】 県立高等学校土木系建築系学科における県内建設業就職率 49.5%(R5)→50.0%(R11)

【土木】 ICT 建機等を活用し生産性が向上した工事件数の割合 16.4%(R5)→31.4%(R11)



### 6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、タイムラインの作成、避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化するための支援等の取組を充実する。また、防災意識の啓発や避難訓練や避難所運営等、自主防災活動の要となる防災士の継続した養成・育成に取り組む。【生環】
- ② 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)6部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する。【警察】
- ③ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模自然災害に対応するため、消防団員の能力向上や市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。また、UIJ ターンの推進により、地域防災力の維持を図る。【企画】【生環】
- ④ 過去の災害の風評被害により、被災地の経済が大きな打撃を受けたことを踏まえ、災害等に伴う風評被害の発生を防止するため、農作物や観光地などに関する正しい情報を速やかに発信するとともに、必要な対策を早期に講じる。【商観労】【農林水】

#### (目標指標)

【生環】自主防災組織率 97%(R5)→100%(R11)

【生環】自主防災組織避難訓練等実施率 69.9%(R5)→90%(R11)

【生環】自主防災組織避難訓練等実施率[津波浸水想定区域] 83%(R5)→100%(R11)

【生環】自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合 81%(R5)→100%(R11)

【生環】自主防災組織等(住民30人以上)における女性防災士の確保割合  
25.6%(R5)→34.2%(R11)

【生環】機能別消防団員導入市町村数 8市町村(R5)→14市町村(R11)

【警察】災害対処能力の向上にかかる職員の育成(資格の取得)30人(R11)

### 6-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物の発生推計に応じた仮置場の確保の推進に取り組むほか、既に確保している仮置場についても、周辺環境の変化等に応じた見直しに随時取り組んでいく。【生環】
- ② 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成に取り組むほか、市町村における災害廃棄物処理体制の強化に取り組んでいく。【生環】
- ③ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、県及び市町村相互間の広域連携、また、九州・山口9県及び各種支援組織における広域連携・協力体制の充実に取り組んでいく。【生環】

#### (目標指標)

【生環】災害廃棄物研修における自治体職員及び関係団体等の参加者数 40人(R11)

**6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

① 平時より応急仮設住宅に関するマニュアルを随時見直し、災害発生時の供給体制の確立を図る。また、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る。

【福祉】 【土木】

② 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する。【農林水】

(目標指標)

【土木】 応急仮設住宅に関するマニュアルを用いた訓練の実施 1回/年(R11)

**6-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

① 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、併せて火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める。【教育】

② 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を行う。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保を進める。【教育】

③ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の整備を進める。【教育】

④ 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、記録保存やアーカイブ化の取組を進める。【教育】

(目標指標)

【教育】 文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の認定数（累計）  
3市町村(R5)→10市町村(R11)

## (別紙2)起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 住宅・建築物等の耐震化の目標が達成できるよう、県民へ耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル・旅館等に対する耐震改修補助制度による支援など、きめ細かな対策が必要である。また、老朽化した県営住宅の計画的な建替及び給水設備等の改修の実施、吊り天井などの非構造部材及び倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策を推進する必要がある。さらに、室内における家具等の固定や配置の見直しを行う必要がある。【総務】【福祉】【生環】【土木】【教育】
- ② 特に、病院、社会福祉施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに耐震化の促進を図る必要がある。【福祉】【土木】
- ③ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が必要である。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【企画】【土木】
- ④ 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応力を向上させる必要がある。【総務】【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院局】【教育】
- ⑤ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場、防災拠点となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する必要がある。【土木】
- ⑥ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策を促進する必要がある。【生環】

#### 1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ① 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院局】【教育】【警察】
- ② 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する必要がある。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替を促進し、安全・安心な住環境の形成を図る必要がある。【土木】
- ③ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。【福祉】【生環】【土木】【警察】
- ④ 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)6部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】

### 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な部局・機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば、人口・機能が集積する臨海部産業地域や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、最大クラスの津波に対してハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策を検討する必要がある。【生環】【農林水】【土木】【教育】【警察】
- ② これまでに得られた知見を活かし、南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態の津波への対応について検討していく必要がある。【生環】
- ③ 津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【生環】【土木】【教育】
- ④ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ⑤ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した防波堤や海岸堤防の整備等、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設における津波対策、地震・液状化対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。【土木】【農林水】
- ⑥ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ⑦ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップの作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【土木】

### 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

- ① 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となって行う、堤防の整備、ダム再生などの河川整備をより一層加速させ治水計画を見直しに取り組む必要がある。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。【土木】【農林水】
- ② 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める必要がある。また、河川の流下能力の維持のため、河道の堆積土砂の除去等に取り組んでいく必要がある。【土木】
- ③ 県民の迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定図の作成・公表や市町村が作成するハザードマップ(洪水、内水)の作成支援など、防災情報の充実を図っていく必要がある。【土木】
- ④ 各海岸管理者における海岸保全基本計画の変更を促進し、気候変動の影響も考慮した海岸堤防の整備等を進めていく必要がある。【土木】【農林水】
- ⑤ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ⑥ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップの作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【土木】

- ⑦ 大分県内には、2,113 箇所<sup>1</sup>の農業用ため池があり、その多くは築造年代が古く大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高い防災重点農業用ため池が 1,027 箇所ある。防災重点農業用ため池について堤体の調査を行い、その結果に基づき、廃止を含めた対策を実施する必要がある。【農林水】
- ⑧ 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画に基づく更新や改修が必要である。しかし、想定する計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、また想定規模以上の豪雨等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、緊急水管理システムの整備などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【農林水】
- ⑨ ため池の計画的な整備(ハード事業)を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策にも取り組み、地域防災力を強化する必要がある。【農林水】

#### 1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備、地域の実情に応じた避難訓練や防災教育など実効性のある避難行動を確保する取組を推進する必要がある。【土木】
- ② 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。しかし、山地災害危険地区の整備率は令和5年度末で40%と低いことから、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる必要がある。【農林水】
- ③ 間伐や広葉樹林化など災害に強い森林づくりのための施策を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する必要がある。【農林水】
- ④ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、長寿命化計画に基づく更新や改修が必要である。【土木】
- ⑤ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】

#### 1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

- ① 火砕流など火山噴火に伴う異常な土砂の流出による土砂災害の被害をできる限り軽減するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づくハード・ソフト対策を平時から着実に推進する必要がある。【土木】
- ② 常時観測火山である九重山及び鶴見岳・伽藍岳の火山避難計画に基づく訓練により関係機関の連携強化を図るとともに、最新の知見等を踏まえ計画の見直しを検討する必要がある。また、R5年度に制作した火山防災啓発動画により、火山との共生や避難促進施設の風評被害防止など「正しく恐れる知識」の意識醸成を図る必要がある。【生環】

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 南海トラフ地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となるため、大分スポーツ公園に広域防災拠点としての機能に対応した設備や活動に必要な資機材を整備する必要がある。【生環】
- ② 避難者用の救助物資の備蓄については、「災害時備蓄物資等に関する基本方針」を定め、整備を進めているが、備蓄場所についても、関係機関との調整が必要である。【福祉】
- ③ 地域における活動拠点となる警察署について、施設の耐災害性を強化する必要がある。【警察】
- ④ 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により、即応部隊(警備部隊等)6 部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14 部隊を編成し、実践に即した訓練を実施しているが、今後も、各種災害を想定した訓練を継続実施する必要がある。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】
- ⑤ 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、県内の人材だけでは不足することが考えられるため、県外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく必要がある。【福祉】 【生環】 【土木】

### 2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの県民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【総務】 【福祉】 【生環】
- ② 大規模地震により災害時医療の中核としての機能を提供する災害拠点病院において、防災・減災機能(電気・食料・水の備蓄確保等)の強化やBCPの適宜見直し及び災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。【福祉】
- ③ 基幹災害拠点病院である県立病院は、災害時にあっても診療を継続するため、耐震性の確保のほか、水・電気などのライフラインや食糧・医薬品などの備蓄を確保する必要がある。また、災害時に備えて、リソース不足の場合の外部への支援要請や受援を想定した訓練を実施するなど、ハード面に加えてソフト面でも平時の取組を進める必要がある。【病院局】
- ④ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保並びに支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める必要がある。また、被害が激甚である場合、当該市町村の避難所での対応が困難になるおそれがあることから、避難所設置の体制整備を図る必要がある。【生環】 【福祉】
- ⑤ 災害派遣医療チーム(DMAT)等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路法面对策、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る必要がある。【福祉】 【農林水】 【土木】
- ⑥ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【土木】
- ⑦ 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福祉】

- ⑧ 災害時において、医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する必要がある。

【福祉】

## 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ① 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を踏まえ、住民主体による避難所運営訓練の実施など、市町村における避難所の適切な運営等を推進していく必要がある。【生環】
- ② 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能を強化する必要がある。【教育】
- ③ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、備蓄物資の確保、避難所環境の整備など多様なニーズに対応する必要がある。また、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要であり、行政機関においてもものあらゆる災害対応において女性職員の参画を図ることが必要である。【生環】【教育】
- ④ 災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る必要がある。また、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定することを市町村に対して働きかけるとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する必要がある。【福祉】
- ⑤ 大規模災害時は、避難所の確保が困難になることが想定されるため、旅館・ホテル等を活用した避難先の提供を通じ、被災者の安定的な生活を確保する必要がある。大分県生活衛生同業組合連絡協議会と締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」により、適切に連携することが必要である。【生環】
- ⑥ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム（DPAT）を担う人材の養成等を行う必要がある。【福祉】
- ⑦ 福祉避難所については、福祉施設を中心に指定を推進してきたが、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定することを市町村に対して働きかける必要がある。併せて、運営や支援の在り方、人材の確保等について、官民が連携して検討する必要がある。【福祉】
- ⑧ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者に対する支援体制や、受入施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。【福祉】
- ⑨ 災害時における社会福祉施設入所者の転所については、調整の主体である大分県社会福祉協議会と平時からの体制を構築する必要がある。【福祉】
- ⑩ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福祉】

## 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【農林水】 【土木】
- ② 発災後に、迅速な道路・航路の輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【生環】 【農林水】 【土木】
- ③ 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対し、アセットマネジメントの導入・高度化や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、これらハード対策等を促進する必要がある。【生環】
- ④ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める必要がある。併せて、備蓄量・品目に加え、広域的な備蓄確保や全国からの救援物資受け入れ拠点施設の再点検など保管場所のあり方を見直すとともに、避難所等へ円滑に輸送するため、市町村、輸送事業者と連携して対応することが必要である。【企画】 【商観労】 【福祉】 【生環】
- ⑤ 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄も不足するときは、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務】 【生環】
- ⑥ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため、道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【農林水】 【土木】
- ⑦ 避難者用の救助物資の備蓄については、「災害時備蓄物資等に関する基本方針」を定め、整備を進めているが、備蓄場所についても、関係機関との調整が必要である。【福祉】

## 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- ① 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時退避施設として都市公園の整備を進める必要がある。【土木】
- ② 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の取組を推進する必要がある。【農林水】 【土木】
- ③ 交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、公共的施設等を宿泊施設として利用できるよう整備する必要がある。【生環】
- ④ 交通の途絶による帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、帰宅困難者対策に関する啓発活動を実施する必要がある。【生環】
- ⑤ 災害時における情報提供が遅れないよう、道路管理用カメラ等を活用し道路情報の提供を行う必要がある。【土木】



## 2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の推進が必要である。【農林水】
- ② 県都大分市と 11 生活圈域の中心都市を結ぶルートや圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ優先啓開ルート上の橋梁耐震化を推進する必要がある。併せて、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を含む啓開ルートや孤立化する恐れがある地域を重点化して道路のり面対策を推進する必要がある。【土木】
- ③ 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく必要がある。【土木】
- ④ 通信が途絶して孤立した場合に、「避難所等に救助を求める避難者がいないか」「その中に重傷者等がないか」を防災ヘリコプターやドローン等で把握し、的確な対応を行うため、実践的な訓練を実施する必要がある。【生環】

## 2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進に取り組む必要がある。また、自然災害発生時に、消毒や害虫駆除等を含む公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【福祉】
- ② 被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福祉】
- ③ 被災時の公衆衛生を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を着実に推進し、下水道機能の維持を図る必要がある。【土木】
- ④ 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため交通ネットワーク強化を図る必要がある。【土木】

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ① 警察署の耐災害性を強化するとともに、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】
- ② 公共の安全と秩序の維持を図るため各種災害を想定した訓練を継続実施していく必要がある。【警察】
- ③ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく必要がある。【警察】

#### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響することから、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。このため、大分県業務継続計画(本庁版 BCP・地方機関版 BCP)及び個別業務システムの ICT-BCP を作成しているが、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図るため不断の見直しが必要である。【総務】 【生環】
- ② 県庁舎や地方総合庁舎等は、発災時に災害対応の拠点となる施設としての業務継続が重要であることから、庁舎の耐震化のほか、非常時の電源確保のための自家発電設備等の設置や津波対策として受変電設備の高架化などを進めてきた。引き続き、災害時の業務継続可能な体制を確保するため、県有建築物の点検及び長寿命化に向けた予防保全工事を計画的に行う必要がある。【総務】 【福祉】 【土木】
- ③ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【農林水】 【土木】
- ④ 災害時の通信連絡手段を確保するため、県と市町村や消防本部等の関係機関とを結ぶ防災無線ネットワークについて、老朽化した設備を計画的に更新するとともに、回線の大容量化・強靱化を進める必要がある。【生環】
- ⑤ ジョブローテーションや研修等により、県職員の防災エキスパートの養成を図る必要がある。【総務】
- ⑥ 被災者台帳システムを通じて迅速に罹災証明を交付できる体制を確保する必要がある。【生環】
- ⑦ 大規模災害に備え、迅速な情報伝達と災害応急対策を強化する必要がある。【生環】

#### 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業が連携した BCP の策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。【商観労】
- ② 企業の BCP 策定を促進し、その実効性を向上させるため、引き続き BCP の重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う必要がある。【商観労】
- ③ 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾 BCP を適宜見直す必要がある。【土木】
- ④ 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することが不可欠であることから、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく必要がある。【土木】
- ⑤ 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【農林水】 【土木】

##### 4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- ① 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携した BCP の策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商観労】
- ② 大分港の港湾 BCP をコンビナート関連事業者等の BCP と整合を図り、適宜見直す必要がある。【土木】
- ③ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【生環】 【商観労】 【土木】
- ④ 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、粘り強い構造を基本とした海岸堤防や、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。【農林水】 【土木】
- ⑤ 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策及び船舶の適正管理を推進する必要がある。【生環】 【土木】
- ⑥ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農林水】
- ⑦ 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等) 6 部隊、一般部隊(特別交通部隊等) 14 部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】
- ⑧ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定した水質事故等緊急連絡体制マニュアル等の整備・更新を行うなど、引き続き関係機関が連携して対応する必要がある。【生環】 【農林水】

- ⑨ 廃止鉱山（豊栄鉱山）について、自然災害時に有害物質等が流出しないよう、老朽化している坑废水处理施設及び堆積場の改修工事等を計画的に進める必要がある。【商観労】
- ⑩ 近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(事故等災害対策編)等に基づき、立地県や各関係機関と連携した防災対策を推進する必要がある。【生環】

#### 4-3) 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルートの構想実現に向けた取組を強化する必要がある。【企画】 【土木】
- ② 優先啓開ルート上の橋梁耐震化や道路のり面対策、無電柱化など、交通の分断を防ぐ対策を着実に進める必要がある。【土木】
- ③ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく必要がある。【土木】
- ④ 物流の拠点となる重要港湾の迅速な航路啓開を図るため、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPを適宜見直す必要がある。港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾BCP訓練を継続的に実施し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る必要がある。【土木】
- ⑤ 気候変動により風水害が激甚化・頻発化する傾向にあること、くわえて、大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に係る技術開発に基づく港湾施設の機能強化を推進する必要がある。【土木】

#### 4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

- ① 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定、保安の高度化の促進等について、今後、取組を強化していく必要がある。【商観労】 【農林水】
- ② 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、連絡体制を整備するなど、連携を強化する必要がある。【農林水】
- ③ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農林水】
- ④ 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的に施設の更新や長寿命化対策を行う必要がある。【農林水】
- ④ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。【農林水】 【土木】
- ⑤ 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する必要がある。【農林水】

#### 4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ① 中山間地域の農村集落について、地域コミュニティを最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。併せて、地域の主体性を活かした防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農林水】
- ② 森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)の維持、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクを軽減させるため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐や広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる必要がある。【農林水】 【土木】
- ③ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の促進が必要である。【農林水】
- ④ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。【生環】

5. 事前に備えるべき目標：5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、架空区間は災害による断線が想定されるため、積極的に地中化を図るとともに、バックアップ回線と本回線の異ルート化や老朽化した設備を計画的に更改していく必要がある。また、通信事業者各社と連携した移動基地局の派遣体制の確認とともに、交通遮断等に対応が困難なケースに備えて、ドローンや可搬型船上基地局、小型人工衛星等を活用した代替通信手段の確保を検討していく必要がある。【商観労】
- ② 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【農林水】 【土木】
- ③ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤について、耐災害性の向上を図る必要がある。加えてドローン等の先端技術活用等を図る必要がある。【警察】
- ④ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、不感地域の解消を図る必要がある。【商観労】
- ⑤ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の活用を図っていく必要がある。【生環】
- ⑥ 防災行政無線や防災情報を伝達するためのシステムの整備、全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の伝達や提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図るための施策を着実に推進する必要がある。併せて、避難行動の判断に必要な河川・ダム及び土砂災害などの防災情報を、災害時においても迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。【生環】 【土木】 【警察】
- ⑦ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、住民による得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であり、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【福祉】 【生環】
- ⑧ 在住外国人や外国人観光客に対して、多言語で外国人に配慮した災害情報及び避難行動促進情報の伝達を行うための体制整備を引き続き推進する必要がある。【企画】 【生環】
- ⑨ 日頃より、大規模災害に備え、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる「おおいた防災アプリ」等を普及推進し注意喚起する必要がある。【生環】

5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ① 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。【農林水】 【土木】
- ② 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、保安の高度化の促進、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商観労】
- ③ リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、GXの実現にも繋がる地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入促進や水素エネルギー利活用拡大に向けた取組みを推進する必要がある。【商観労】

- ④ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【生環】
- ⑤ 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は水路工作物について優先度の高いものから耐震化を進める必要がある。【企業局】

### 5-3) 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- ① 南海トラフ地震への備えや複合災害時の防災体制の整備を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、総合防災訓練を毎年実施する。また、地震や津波による被害を最小化するため、「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る必要がある。【生環】 【商観労】
- ② 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携したBCPの策定、保安の高度化の促進、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用した施設の耐震化等を図る必要がある。【商観労】
- ③ 大分港の港湾BCPをコンビナート関連事業者等のBCPと整合を図り、適宜見直す必要がある。【土木】
- ④ コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【土木】

### 5-4) 上下水道施設等に係るの長期間にわたる機能停止

- ① 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対し、アセットマネジメントの導入・高度化や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、これらハード対策等を促進する必要がある。【生環】
- ② 工業用水道事業における地震(津波)対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していくとともに、機器更新などに併せて設備等の浸水対策を進めていく必要がある。【企業局】
- ③ 大分工業用水道が管理する3系統5本の隧道について、地震崩落等による給水停止を回避するため、隧道を相互に補完する給水ネットワークを平成28年度末までに整備した。この給水ネットワークを活用し、詳細な点検・補修を実施する必要がある。【企業局】
- ④ 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐水化に着手し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、更なる災害対応力の向上を図る必要がある。【土木】
- ⑤ 農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に促進する必要がある。【土木】
- ⑥ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【生環】 【土木】

5-5) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 地域の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【農林水】 【土木】
- ② 農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、迂回路としての利用が可能となるため、今後も、整備を推進する必要がある。【農林水】
- ③ 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外につながる広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備推進が必要である。【土木】
- ④ 優先啓開ルート上の橋梁耐震化や道路のり面対策、無電柱化など、交通の分断を防ぐ対策を着実に進める必要がある。【土木】
- ⑤ 物流の拠点となる重要港湾の迅速な航路啓開を図るため、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPを適宜見直す必要がある。【土木】
- ⑥ 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する必要がある。【農林水】



## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ① 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立することが不可欠であることから、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画で整理した事項を道路管理者と関係行政機関で認識・共有しておく必要がある。【土木】
- ② 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等による広域応援体制を確保する必要がある。【総務】 【生環】
- ③ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ④ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進していく必要がある。【土木】

### 6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ① 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT 技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。【土木】
- ② 平時より、多くの社会インフラを管理する市町村においては、人員や技術力等が不足していることから、メンテナンス会議等を通じて維持管理体制の強化や業務の効率化について市町村支援を行う必要がある。また、大規模災害時には、被災市町村への職員派遣や災害復旧事業の代行などの支援が必要である。【土木】
- ③ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施していく必要がある。【土木】
- ④ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や訓練を実施していく必要がある。【土木】
- ⑤ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保が必要である。【土木】
- ⑥ 地域の守り手としての役割を担う建設産業は、若年層の入職低下や就労者の高齢化などにより担い手不足が深刻化している。生産性向上に向けたDXの推進及び展開・実装や、担い手確保に向けた、更なる就労環境の改善や女性や高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりを推進する必要がある。【土木】
- ⑦ 災害ボランティアの募集については、大規模災害発生後4日程度を目処に県社会福祉協議会のホームページ、SNS等により不特定多数者に向けて行っている。早期の復旧・生活再建のためには、より迅速な支援体制の構築が必要である。【生環】
- ⑧ ジョブローテーションや研修等により、県職員の防災エキスパートの養成を図る必要がある。【総務】

#### 6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、タイムラインの作成、避難訓練や防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化するための支援等の取組を充実する必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練や避難所運営等、自主防災活動の要となる防災士の継続した養成・育成が必要である。【生環】
- ② 大規模自然災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)6部隊、一般部隊(特別交通部隊等)14部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。【警察】
- ③ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る必要がある。また、UIJターンの推進により、地域防災力の維持を図る必要がある。【企画】 【生環】
- ④ 過去の災害の風評被害により、被災地の経済が大きな打撃を受けたことを踏まえ、災害等に伴う風評被害の発生を防止するため、農作物や観光地などに関する正しい情報を速やかに発信するとともに、必要な対策を早期に講じる必要がある。【商観労】 【農林水】

#### 6-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物の発生推計に応じた仮置場の確保の推進を図る必要がある。【生環】
- ② 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る必要がある。【生環】
- ③ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、県及び市町村相互間の広域連携、また、九州・山口9県における広域連携・協力体制の充実が必要である。【生環】

#### 6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 平時より応急仮設住宅に関するマニュアルを随時見直し、災害発生時の供給体制の確立を図る必要がある。また、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る必要がある。【土木】
- ② 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する必要がある。【農林水】

#### 6-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ① 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、併せて火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。【教育】
- ② 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築が必要である。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保が必要である。【教育】
- ③ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。【教育】
- ④ 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、あらかじめ記録保存を進め、アーカイブしておく必要がある。【教育】

## (別紙3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### 1. 個別施策分野

#### (1) 行政機能/警察・消防等

##### 《行政機能》

- ① 県庁舎や地方総合庁舎等は、発災時に災害対応の拠点となる施設としての業務継続が重要であることから、庁舎の耐震化のほか、非常時の電源確保のための自家発電設備等の設置や津波対策として受変電設備の高架化などを進めてきた。引き続き、災害時の業務継続可能な体制を確保するため、県有建築物の点検及び長寿命化に向けた予防保全工事を計画的に行う必要がある。【総務】【福祉】【土木】【会計】
- ② 大分県業務継続計画(本庁版BCPと地方機関版BCP)及び個別業務システムのICT-BCPについて、組織改正や人事異動等に伴う非常時優先業務の執行体制を適宜見直すとともに、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上に向けて不断の見直しを行う必要がある。【総務】【生環】
- ③ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等による広域応援体制を確保する必要がある。【総務】【生環】
- ④ 南海トラフ地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となるため、大分スポーツ公園に広域防災拠点としての機能に対応した設備や活動に必要な資機材を確保する必要がある。【生環】【土木】
- ⑤ 災害時に迅速かつ的確な救助・救援、孤立集落対策などを行うために、市町村や関係機関と連携し情報収集体制を強化する必要がある。また、避難者の情報を把握するために実践的な訓練を行い、孤立した避難場所からの救助・救援要請に対応できる体制の充実を図る必要がある。【生環】
- ⑥ 被災者台帳システムを通じて、迅速な被害認定調査結果の集約や罹災証明書交付などを行い、さらに、実践的な研修を取り入れることで、被災者支援業務を効率化する。【生環】
- ⑦ 大規模災害時には、迅速な情報伝達と災害応急対策を行う必要があるため、AIや衛星データを活用した情報の収集や分析による初動対応の強化を行う必要がある。【生環】
- ⑧ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める必要がある。また、被害が激甚である場合、当該市町村の避難所での対応が困難になるおそれがあることから、避難所設置の体制整備を図る必要がある。【福祉】【生環】
- ⑨ 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を踏まえ、住民主体による避難所運営訓練の実施など、市町村における避難所の適切な運営等を推進していく必要がある。【生環】
- ⑩ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調整備など避難所としての防災機能を強化する必要がある。【教育】
- ⑪ 災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る必要がある。また、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定することを市町村に対して働きかけるとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する必要がある。【福祉】
- ⑫ 大規模災害時は、避難所の確保が困難になることが想定されるため、旅館・ホテル等を活用した避難先の提供を通じ、被災者の安定的な生活を確保する必要がある。大分県生活衛生同業組合連絡協議会と締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」により、適切に連携することが必要である。【生環】

### 《警察・消防等》

① 地域における活動拠点となる警察署について、施設の耐災害性を強化する必要がある。

#### 【警察】

② 治安の維持や救助活動能力を高めるため、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、各種災害を想定した訓練を継続実施する必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進するとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤について、耐災害性の向上を図る必要がある。加えて、ドローン等の先端技術活用等を図る必要がある。【生環】 【警察】

③ 日頃より大規模災害等を想定し編成した部隊における、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備、各種災害を想定した訓練を継続実施する必要がある。また、同派遣隊運用等に伴う災害装備を計画的に整備する必要がある。また、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】

④ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく必要がある。【警察】

⑤ 消防団員の減少や平均年齢の上昇など、地域の消防力低下が危惧される一方で、消火、救急、救助業務に加え、激甚化する災害等に的確に対応する必要がある。そのため、地域消防アドバイザーの活動等による消防団への加入促進や消防団の装備充実、機能別団員の活用等による消防団の充実強化を図る必要がある。また、消防学校における教育・訓練等を通じた消防職員、消防団員の現場対応力向上やおおいた消防指令センターの運用による大規模災害等への対応力の強化を図る必要がある。【生環】

## (2) 住宅・都市/環境

- ① 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国、県、市町村、民間事業者等が連携した耐震化などの取組を強化する必要がある。また、津波からの避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化などの対策を関係機関が連携して推進する必要がある。【企画】【生環】  
【土木】【教育】
- ② 大規模な火災発生の可能性のある密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する必要がある。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る必要がある。【土木】
- ③ 住宅・建築物等の耐震化の目標が達成できるよう、県民へ耐震化の必要性について啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減する住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル旅館等に対する耐震改修補助制度による支援など、きめ細かな対策を進める必要がある。また、避難所等に利用されることもある病院や社会福祉施設、学校施設等について、耐震化等を促進する必要がある。さらに、老朽化した県営住宅の計画的な建替及び給水設備等の改修の実施、吊り天井など非構造部材及び倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策を推進する必要がある。加えて、室内における家具等の固定や配置の見直しを行う必要がある。【総務】【福祉】【生環】【土木】【教育】
- ④ 被災時の公衆衛生を確保するため、下水道施設(処理場、主要な管渠等)及び農業集落排水施設等の耐震化・耐水化、老朽化対策を促進する必要がある。また、更なる災害対応力の向上を図る必要がある。【土木】
- ⑤ 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併低頻度浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【土木】【生環】
- ⑥ 水道施設の耐震化等の取組が遅れている市町村に対しアセットマネジメントの導入・高度化や水道料金の見直し等による費用の確保を指導し、これらハード対策等を促進する必要がある。【生環】
- ⑦ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づく規制区域の指定や盛土等の安全性の把握等が重要である。【土木】
- ⑧ 災害廃棄物の発生推計に応じた仮置場の確保や最新の被害想定等に基づく災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成などを図る必要がある。  
【生環】
- ⑨ 平時より応急仮設住宅に関するマニュアルを随時見直し、平常時及び災害発生時の供給体制の確立を図る必要がある。また、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る必要がある。【福祉】【土木】
- ⑩ 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化を計画的に実施する必要がある。また、災害発生時に有害物質の大規模拡散・流出等が生じないように、関係機関が連携し漂流物防止対策、事故発生を想定したマニュアル等の整備・更新や訓練などに取り組む必要がある。【福祉】【生環】【商観労】【農林水】
- ⑪ 廃止鉱山(豊栄鉱山)について、自然災害時に有害物質等が流出しないよう、老朽化している坑廃水処理施設及び堆積場の改修工事等を計画的に進める必要がある。【商観労】
- ⑫ 近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(事故等災害対策編)等に基づき、立地県や関係機関と連携した防災対策を推進する必要がある。【生環】
- ⑬ 交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、公共的施設等を宿泊施設として利用できるよう受入環境を整備する必要がある。また、帰宅困難者対策に関する啓発活動を実施する必要がある。【生環】

- ⑭ 大規模自然災害発生後は、復旧・復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の整備を図る必要がある。また、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、あらかじめ記録保存を進め、アーカイブしておく必要がある。【教育】
- ⑮ 事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ⑯ 防災指針の追加に伴う立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援が必要である。【土木】
- ⑰ 持続的で安全な居住地を確保するための取組の一つとして、高台など安全な場所への移転について、市町村の取組を支援していく必要がある。【土木】
- ⑱ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、県及び市町村相互間の広域連携、また、九州・山口9県における広域連携・協力体制の充実が必要である。【生環】
- ⑲ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。【生環】

### (3) 保健医療・福祉

- ① 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・輸送・治療能力等を上回るおそれがあることから、県外からの応援受入も含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【総務】 【福祉】 【生環】
- ② 大規模地震により災害時医療の中核としての機能を提供する災害拠点病院において、防災・減災機能（電気・食料・水の備蓄確保等）の強化や BCP の適宜見直し及び災害に備えた訓練の実施により、災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。【福祉】
- ③ 病院と社会福祉施設は避難所等にも利用されることから、耐震化の促進を図る必要があるが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、被害発生は様々な原因があることから、防災・減災機能（電気・食料・水の備蓄確保等）の強化や、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要がある。【福祉】 【病院局】
- ④ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進に取り組む必要がある。また、自然災害と感染症との同時発生時には流行状況の正確な把握と分析、迅速な情報提供に加え、消毒や害虫駆除等を含む公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【福祉】
- ⑤ 医療・社会福祉施設について、BCP の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福祉】
- ⑥ 医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する必要がある。【福祉】
- ⑦ 災害時における社会福祉施設入所者の転所については、調整の主体である大分県社会福祉協議会と平時からの体制を構築する必要がある。【福祉】
- ⑧ 災害派遣医療チーム(DMAT)の体制整備に向けた研修、避難所を運営する人材の確保等について、官民が連携して推進する必要がある。【福祉】
- ⑨ 被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福祉】
- ⑩ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福祉】
- ⑪ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム (DPAT) を担う人材の養成等を行う必要がある。【福祉】

《エネルギー》

- ① リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、GXの実現にも繋がる地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入促進や水素エネルギー利活用拡大に向けた取組みを推進する必要がある。【商観労】
- ② 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPの見直しを適宜行う必要がある。特に大分港の港湾BCPは、非常時の迅速な海上輸送経路啓開に向けて、コンビナート関連事業者等のBCPとの整合を図り、適宜見直しを行う必要がある。【商観労】 【土木】
- ③ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民連携により実施する必要がある。また、地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化、保安の高度化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間が連携しコンビナート外周護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【生環】 【商観労】 【土木】
- ④ 電力や工業用水の安定供給を図るため、主な建築物や水管橋に続いて、構造物のうち優先度の高いものから計画的に耐震化や浸水対策を推進する。【企業局】

《情報通信》

- ① 避難行動の判断に必要な河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し県民へ提供するための体制整備を推進する必要がある。また、県民への確実かつ迅速な情報提供に向け、防災行政無線や防災情報を伝達するためのシステムの整備等を促進する必要がある。併せて、全市町村に導入済の災害情報共有システム(Lアラート)の活用を図る必要がある。加えて、在住外国人、外国人観光客に対して、多言語で外国人に配慮した災害情報及び避難行動促進情報の伝達を行うための体制整備を引き続き推進する必要がある。【企画】 【生環】 【土木】
- ② 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、架空区間は災害による断線が想定されるため、積極的にケーブルの地中化を図るとともに、バックアップ回線と本回線の異ルート化や老朽化した設備を計画的に更改していく必要がある。また、携帯電話不感地域の解消を促進するため、市町村が実施する携帯電話等エリア整備事業等を支援する必要がある。加えて、通信事業者各社と連携して、移動基地局の派遣や、ドローンや小型人工衛星等の代替通信手段を確保など、早期の復旧に向けた体制整備を進める必要がある。【商観労】
- ③ 災害時の通信連絡手段を確保するため県と市町村、消防本部等の関係機関とを結ぶ防災無線ネットワークについて、老朽化した設備を計画的に更新するとともに回線の大容量化・強靱化を進める必要がある。【生環】

《産業構造》

- ① 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP策定の重要性周知及び策定支援を商工団体等と連携して実施する必要がある。【商観労】
- ② 地域の守り手としての役割を担う建設産業は、若年層の入職低下や就労者の高齢化などにより担い手不足が深刻化している。このため、生産性向上に向けたDXの推進及び展開・実装や、担い手確保に向けた、更なる就労環境の改善や女性や高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりを推進する必要がある。【土木】



## (5) 交通・物流

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート of 構想実現に向けた取組を強化する必要がある。【企画】 【土木】
- ② 広域交通網に接続し、地域の暮らしと産業を支える国・県道の整備を推進する必要がある。【土木】
- ③ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、災害発生後の輸送経路や迂回路としても利用が可能となるため、整備を促進し、道路網としての役割を維持する必要がある。【農林水】
- ④ 交通・物流施設が被災すると、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーンの確保が困難となる。このため、道路における優先啓開ルート上の橋梁耐震化、のり面対策や無電柱化を進めるとともに、港湾では岸壁の耐震化を推進するなど、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【農林水】 【土木】
- ⑤ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備等、港湾における津波対策を進める必要がある。【土木】
- ⑥ 災害発生後の輸送経路確保や孤立集落の解消など、迅速な道路啓開が可能となるよう大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を踏まえ、道路管理者と関係機関の共通認識のもと資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制を確立する必要がある。【土木】
- ⑦ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める必要がある。併せて、備蓄量・品目に加え、広域的な備蓄確保や全国からの救援物資受け入れ拠点施設の再点検など保管場所のあり方を見直すとともに、避難所等へ円滑に輸送するため、市町村、輸送事業者と連携して対応することが必要である。【企画】 【商観労】 【福祉】 【生環】
- ⑧ 県内で流通在庫備蓄などの物資が十分に調達できない場合に備え、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る必要がある。【総務】 【生環】
- ⑨ 物流の拠点となる重要港湾について、早期復旧のみならず、被災時の最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を定めた港湾BCPの見直しを適宜行う必要がある。【土木】
- ⑩ 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を商工団体等と連携して実施する必要がある【商観労】

## (6) 農林水産

- ① 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、連絡体制を整備するなど、連携を強化する必要がある。【農林水】
- ② 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画に基づいた計画的な施設更新や長寿命化対策を推進する必要がある。【農林水】
- ③ 過疎化・高齢化の進行により保全管理が困難となった農地や農業水利施設等について、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。また、地域の主体性を活かした自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農林水】
- ④ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、県管理拠点漁港における津波・高潮対策を推進する必要がある。【農林水】
- ⑤ 農業用ため池の多くは築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により、万が一決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高いことから、防災重点農業用ため池を中心に廃止も含めた対策工事を計画的に実施する必要がある。また、防災・減災対策として、作成済みのため池ハザードマップの確認・周知作成や監視カメラ・水位計を活用したため池管理システム等ソフト施策を推進する必要がある。【農林水】
- ⑥ 森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山腹崩壊等により発生した多量の流木が橋梁に集積し氾濫を助長するなど、災害発生リスクの高まりが懸念される。そこで、林業適地における再生林の促進や間伐、鳥獣害防止施設等の整備、広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を継続して実施する必要がある。また、併せて、治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせる必要がある。【農林水】

## (7) 国土保全

- ① 地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害等に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害警戒区域等における砂防施設や治山施設の整備等のハード対策を進める必要がある。また、関係機関が連携してハザードマップ作成や避難計画の策定などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、想定を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する必要がある。【土木】【農林水】【生環】【教育】
- ② 波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を推進する必要がある。【土木】【農林水】
- ③ 県民へ迅速な避難を促すため、津波や高潮の浸水想定区域図の公表や津波災害警戒区域の指定及び市町村が作成するハザードマップ作成支援を進めてきた。今後、更なる津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【土木】
- ④ 高潮、高波等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、潮位の上昇などを考慮した計画に見直していく必要がある。【土木】
- ⑤ 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となって行う、堤防の整備、ダム再生などの河川整備をより一層加速させ治水計画を見直す取組も推進する必要がある。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。【土木】【農林水】
- ⑥ 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める必要がある。また、河川の流下能力の維持のため、河道の堆積土砂の除去等に取り組んでいく必要がある。【土木】
- ⑦ 県民の迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定図の作成・公表や市町村が作成するハザードマップ（洪水、内水）の作成支援など、防災情報の充実を図っていく必要がある。【土木】
- ⑧ 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備、地域の実情に応じた避難訓練や防災教育など実効性のある避難行動を確保する取組を推進する必要がある。【土木】
- ⑨ 火砕流など火山噴火に伴う異常な土砂の流出による土砂災害の被害をできる限り軽減するため、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づくハード・ソフト対策を平時から着実に推進する必要がある。【土木】
- ⑩ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む必要がある。【土木】
- ⑪ 地籍調査は、災害時の境界復元・公共事業の円滑な推進など、土地利用を行う上で行政の基盤となるものであるため、引き続き計画的に実施していく必要がある。【農林水】

## 2. 横断的分野

### (A) リスクコミュニケーション(情報の共有・訓練・啓発等)

- ① 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、全ての世代に対して生涯にわたり県土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる必要がある。【生環】
- ② 平時から高齢者、障がい者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による地域防災力の強化に必要な取組を推進する必要がある。【企画】【生環】
- ③ 県災害ボランティア・福祉支援センターにおいて、平時から災害ボランティア団体の募集、事前登録を行うなどNPO等と連携を強化し、被災者へのきめ細かな支援や早期の生活再建に向けた支援体制を整備する必要がある。【生環】【福祉】
- ④ 大規模災害に備え、迅速な情報伝達と災害応急対策を強化する必要がある。【生環】
- ⑤ 大分臨海部コンビナート地区の被災や、近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響、火山(鶴見岳・伽藍岳・九重山)の噴火など、地震・津波との複合災害に備え、各種訓練などをとおして、関係機関との連携を強化する必要がある。【生環】
- ⑥ 住民の早期避難に向け、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる「おおい防災アプリ」を普及推進や、SNS等を活用した年代に応じた防災啓発の推進を図る必要がある。【生環】
- ⑦ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策の促進する必要がある。【生環】

### (B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- ① 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、持続可能な共助の仕組みとして、生活機能や集落機能を複数集落で補い合う「ネットワーク・コミュニティ」の構築を進めていく必要がある。【企画】【土木】
- ② 若者の定住やUIJターンを促進するため、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図るとともに、子どもたちに郷土の自然・歴史・文化・偉人の素晴らしさを伝え地域を愛する心を育むことに努める必要がある。【企画】
- ③ 人口減少や高齢化が進行する中、地域の防災力を維持・向上していくためには、自助・共助による住民主体の防災対策を一層進める必要がある。そのため、学校や事業所等での防災研修やタイムラインの普及を通じた早期避難の促進、避難させ隊の活用等による避難訓練実施の支援や防災士の育成の支援等、自主防災組織と連携し体制強化を図る必要がある。【生環】

### (C) 防災教育・人材育成

- ① 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める必要がある。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車やVR技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・防災に対する関心を深める取組を進める必要がある。【生環】
- ② 地域における自助・共助による地域防災力の向上等を図るため、防災士の養成や防災士と自治会役員との連携に向けた研修を実施するなど、人材の確保・育成を推進する必要がある。【生環】
- ③ 男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める必要がある。【生環】
- ④ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や災害情報を適時適切に共有できる体制の強化を図るため、より実践的な訓練・研修を通じて、県や市町村職員等の人材育成を推進する必要がある。【生環】
- ⑤ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保が必要である。【土木】
- ⑥ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や訓練を実施していく必要がある。【土木】

- ⑦ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT 技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。【土木】
- ⑧ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施していく必要がある。【土木】

#### (D) 老朽化対策

- ① 県民生活や地域の経済活動の基盤である道路や橋梁等の社会インフラは、高度経済成長期からバブル経済期に集中的に整備されている。  
今後、2040 年頃にかけて建設後 50 年を経過する施設が増えることから、急速に老朽化が進むおそれがあり、施設の機能を確実に維持するためには、財政負担の軽減、予算の平準化を図りながら適時・適切な点検と補修を実施する必要がある。【土木】
- ② 人手不足が深刻化する中、老朽化施設の増加に適切に対応していくためには、新技術等を活用した、効率的な維持管理が必要である。【土木】
- ③ 市町村が管理する社会インフラは、総量が多く住民生活にも密接に関係しているため、適時・適切な対応が必要であるが、技術職員が少ないことなど、人員、技術、予算の面で不足が生じており、維持管理体制の強化や業務の効率化が課題となっている。市町村の将来像を踏まえた持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、連携した取組を推進していく必要がある。【土木】

#### (E) デジタル活用

- ① 自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するために VR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。【生環】【教育】
- ② 産学官連携で構築したドローンによる災害時の情報収集体制の更なる充実を図る。また、防災など地域課題の解決や、新産業の育成に向け、先端技術を活用し産学連携で研究開発に取り組む先進的プロジェクトを支援する。【商観労】【生環】【土木】
- ③ 産学官連携のもと、多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する。【生環】
- ④ 県土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、AI 等の活用、ICT 施工の実施等のデジタル技術の活用を推進する。【土木】

(参考) 別紙 1、2、3 に記載した各部局名の略称

総務： 総務部

企画： 企画振興部

福祉： 福祉保健部

生環： 生活環境部

商観労： 商工観光労働部

農林水： 農林水産部

土木： 土木建築部

会計： 会計管理局

企業局： 企業局

病院局： 病院局

教育： 教育庁

警察： 警察本部